

**人身取引(性的サービスや労働の強要等)
対策に関する取組について(年次報告)**

**令和2年5月25日
人身取引対策推進会議**

目 次

1	はじめに	1
	(1) 「人身取引」の定義	1
	(2) 我が国における人身取引対策の枠組み	3
2	人身取引の実態把握の徹底	5
	(1) 我が国における人身取引被害の発生状況等	5
	① 人身取引被害者の状況	5
	② 人身取引被疑者の状況	7
	③ 事例	10
	(2) 諸外国政府等との情報交換	11
3	人身取引の防止	12
	(1) 入国管理の徹底等を通じた人身取引の防止	12
	① 厳格な出入国管理の徹底	12
	② 厳格な査証審査	12
	③ 査証システムを通じた情報共有	12
	④ 偽変造文書対策の強化	13
	(2) 在留管理の徹底を通じた人身取引の防止	13
	① 厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止	13
	② 不法就労事犯に対する厳正な取締り	13
	③ 不法就労防止に係る積極的な広報・啓発の推進	14
	(3) 労働搾取を目的とした人身取引の防止	14
	① 外国人技能実習制度の抜本的な見直しによる制度の適正化	14
	② 外国人技能実習生に対する法的保護等の周知徹底	16
	③ 労働基準関係法令の厳正な執行	19
	(4) 外国人材のさらなる活用に向けた新たな制度に係る取組	19
	① 外国人建設就労者受入事業	19
	② 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業	20
	③ 特定技能の在留資格に係る新たな外国人材受入れ制度	22
	(5) 人身取引の需要側に対する取組	25
	① 性的搾取の需要側への啓発	25
	② 雇用主等への働きかけ	26
4	人身取引被害者の認知の推進	28
	(1) 「被害者の認知に関する措置」に基づく取組の推進	28
	(2) 潜在的被害者に対する被害申告先、被害者保護施策の周知	29

(3)	外国語による窓口対応の強化	30
(4)	在京の各国大使館との連携	32
(5)	在外公館等における潜在的人身取引被害者に対する注意喚起の推進	33
5	人身取引の撲滅	35
(1)	取締りの徹底	35
①	売春事犯等の取締りの徹底	35
②	子供の性被害（児童の性的搾取）に対する厳正な対応	35
③	悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底	36
④	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題に対する厳正な対応	37
(2)	国境を越えた犯罪の取締り	38
①	外国関係機関との連携強化	38
②	国際捜査共助の充実化	39
6	人身取引被害者の保護・支援	40
(1)	「被害者の保護に関する措置」に基づく取組の推進	40
(2)	保護機能の強化	40
(3)	被害者への支援	41
①	婦人相談所等における一時保護・援助等の一層の充実	41
②	捜査過程における被害者への情報提供	41
③	被害者に対する法的援助の実施とその周知	42
④	外国人被害者の自主的帰国・社会復帰支援	44
7	人身取引対策推進のための基盤整備	46
(1)	国際的取組への参画	46
①	人身取引議定書の締結	46
②	関係諸国との連携強化	46
(2)	国民等の理解と協力の確保	50
①	政府広報の更なる促進	50
②	学校教育等における取組	53
③	中小企業団体等への働きかけ	53
④	海外渡航者への啓発	54
(3)	人身取引対策の推進体制の強化	54
①	関係行政機関職員等の知識・意識の向上	54
②	関係行政機関の連携強化・情報交換の推進	56
③	NGO、IOM等との連携	57
8	今後の取組について	59

【図1】 人身取引の定義（人身取引議定書第3条）	2
【表1】 平成16年から令和元年までの主な取組	4
【図2】 我が国における人身取引対策の体制	4
【図3】 人身取引事犯の被害者数の推移（平成13～令和元年）	6
【図4】 被害者（47人）の国籍	7
【図5】 外国人被害者（13人）の入国時の在留資格	7
【図6】 人身取引事犯の検挙件数・検挙人員の推移（平成13～令和元年）	8
【図7】 被疑者（39人）の国籍	8
【図8】 被疑者（39人）の職業	8
【表2】 起訴された者（32人）の罪名・裁判結果等（令和2年3月31日現在）	8
【表3】 令和元年の年次報告において「公判係属中」であった者（6人）の 罪名・裁判結果（令和2年3月31日現在）	10
【図9】 技能実習法の概要（法務省・厚生労働省）	15
【図10】 技能実習生手帳（OTIT）（抜粋）	19
【図11】 外国人技能実習生のみなさんへ（厚生労働省）（抜粋）	19
【図12】 外国人建設就労者受入事業（国土交通省）	20
【図13】 外国人家事支援人材の活用（内閣府）	21
【図14】 携行用の苦情・相談窓口一覧カード（日本語版ひな形）（内閣府）	22
【図15】 特定技能の在留資格に係る制度概要（法務省）	24
【図16】 人身取引対策ポスター（内閣府）	27
【図17】 STOP！子供の性被害ポスター（警察庁）	27
【図18】 海外安全虎の巻（外務省）（抜粋）	27
【図19】 匿名通報事業ポスター（警察庁）	28
【図20】 匿名通報事業の流れ（警察庁）	28
【図21】 人身取引対策リーフレット（警察庁）	29
【図22】 被害者保護の流れ（出入国在留管理庁）	30
【図23】 外国語人権相談リーフレット（日本語版）（法務省）（抜粋）	31
【図24】 人身取引に関する情報提供・相談窓口等	34
【図25】 子供の性被害防止プランに基づく対策の推進（警察庁）	36
【図26】 コンタクトポイント連絡会議（警察庁）	38
【図27】 犯罪被害者の方々へ（検察庁）（抜粋）	42
【図28】 多言語情報提供サービス（法テラス）	43
【図29】 「人身取引被害を受けたフィリピン人被害者の出身国における 社会復帰状況に関する追跡調査」（日英）（IOM）	44
【図30】 自主的帰国・社会復帰支援の流れ（IOM）	45
【図31】 我が国の抛出事業による帰国後の社会復帰支援の例（被害者が帰国後に IOMの支援を受けて開いた店（IOM））	45

【図 32】 同（IOM マニラ職員による被害者へのモニタリング・インタビューの様子（IOM））	45
【図 33】 人身取引議定書等の受託書の寄託（外務省）	46
【図 34】 アセアン諸国研修（JICA・国立女性教育会館）	47
【図 35】 人身取引対策ホットライン・ハノイオペレーション センターの様子（JICA）	48
【図 36】 人権の擁護（法務省）（抜粋）	51
【図 37】 リーフレット（国立女性教育会館）（抜粋）	52
【図 38】 旅券不正取得防止ポスター（外務省）	52
【図 39】 タイの人身取引の現状等を取り上げた広報漫画 （出典：JICA）（JICA・小学館協働企画）	53
【図 40】 人身取引関係省庁一覧	60

1 はじめに

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復は非常に困難だからである。また、人身取引はしばしば国境を越えて行われる深刻な犯罪であり、人身取引対策に対する国際社会の関心は高い。

政府では、こうした関心を背景に、平成 26 年 12 月、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた「世界一安全な国、日本」を創り上げることの一環として、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となって総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、「人身取引対策行動計画 2014」（以下「行動計画 2014」という。）を策定し、これに基づいて対策に取り組んでいる。

社会・経済の変化とともに、人身取引の手段の巧妙化や情勢の変化が想定される中、今後、人身取引対策の成果をあげていく上で、人身取引に係る最新の情勢を把握し、各種施策の進捗状況を確認・検証していくことが不可欠であることから、行動計画 2014 において、人身取引に関する施策の実施状況や人身取引事犯の取締状況等、我が国の人身取引に係る取組をまとめた年次報告を作成することとされている。

本年次報告は、行動計画 2014 の項目に沿って、令和元年を中心とした関係省庁の人身取引対策に係る取組をまとめたものである¹。本年次報告を通じて、国民に広く人身取引の実態を知っていただくとともに、人身取引対策に関心が高まる機会となれば幸いである。

（1）「人身取引」の定義

人身取引について、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（以下「人身取引議定書」という。）第 3 条は、次のとおり定義している。

第 3 条

- (a) 「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他

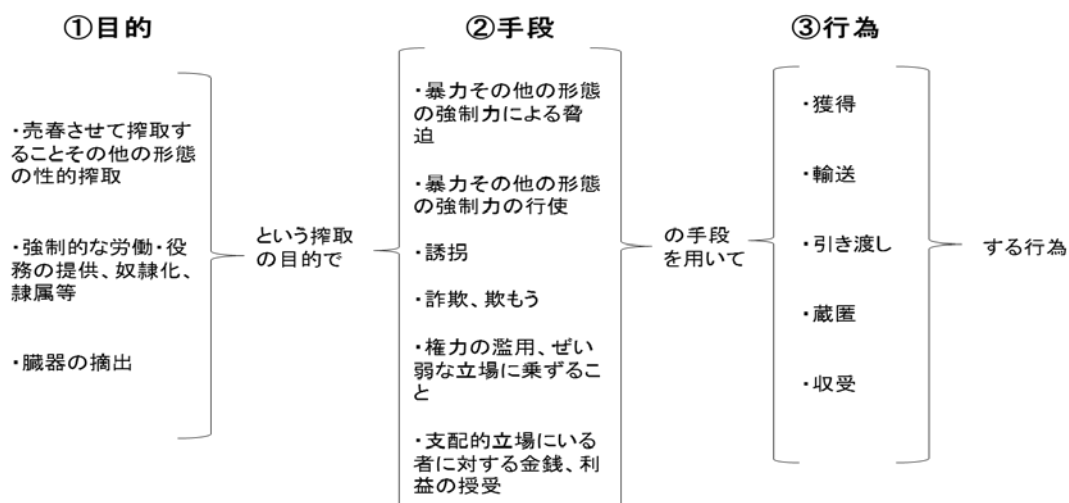
¹ 平成 31 年中の取組も含む。

の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。

- (b) (a)に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(a)に規定する搾取について同意しているか否かを問わない。
- (c) 搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は收受することは、(a)に規定するいずれの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。
- (d) 「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

これを簡単に図示すると、図1のとおりとなる。

【図1】人身取引の定義（人身取引議定書第3条）



※ 被害者が児童(18歳未満)の場合は、②の手段が用いられていなくても、人身取引とみなされる。

被害者の多くは女性や児童であるが、この定義にあるとおり、売春などの性的な搾取のみならず、労働搾取や、臓器の摘出などを目的としたものも人身取引に該当し、性別や国籍を問わず、被害者となり得る。また、人身取引という行為には、人の「売買」に限らず、搾取の目的で、被害者を騙したり、弱い立場にあることにつけ込んだりして被害者を支配下に置くなどの行為も含まれ、暴力、脅迫、詐欺などの手段が用いられた場合には、たとえ被害者が搾取に同意していたとしても、これに該当する可能性がある。さらに、18歳未満の児童を搾取の目的で支配下に置くなどした場合は、上記手段が用いられない場合でも、人身取引とされる。このように、人身取引には様々な形態があり得る。

我が国は、平成17年の刑法改正で、当時、国内法の罰則で処罰の対象となっていなかった行為について罰則（人身売買罪等）を創設・整備したことにより、人身

取引議定書の定義する人身取引に該当する行為は全て犯罪となっている。

また、29年6月15日、第193回国会において、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」（以下「国際組織犯罪防止条約」という。）の締結に必要な担保法である「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年7月11日、同法が施行されたことに伴い、同日、我が国は、国際組織犯罪防止条約及びこれを補足する人身取引議定書等を締結し、これらの締約国となった。

（2）我が国における人身取引対策の枠組み

政府は、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、関係省庁間の緊密な連携を図り、国際社会と協調し、これを早急かつ着実に推進するため、平成16年4月、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、対策に取り組んできた。

しかし、依然として人身取引対策に対する国際社会の関心は高く、我が国の取組状況も、国際社会から注目されている状況にあることから、26年12月16日の犯罪対策閣僚会議²において、「人身取引対策行動計画2009」を改定した行動計画2014を決定するとともに、同日の閣議において、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催することについて了解された。

27年5月には、「人身取引対策推進会議」第1回会合を開催し、主に26年中の我が国における人身取引被害の状況や、関係省庁による人身取引対策の取組状況をまとめた年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定するとともに、引き続き、人身取引の根絶を目指し、行動計画2014に基づく取組を着実に進めていくことを確認した。28年以降、毎年5月に「人身取引対策推進会議」を開催してきた。

現在、この「人身取引対策推進会議」を中核に、内閣官房の調整の下、内閣府、警察庁、法務省、出入国在留管理庁³、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び海上保安庁が、それぞれの所掌事務に応じて、人身取引対策に取り組んでいる。

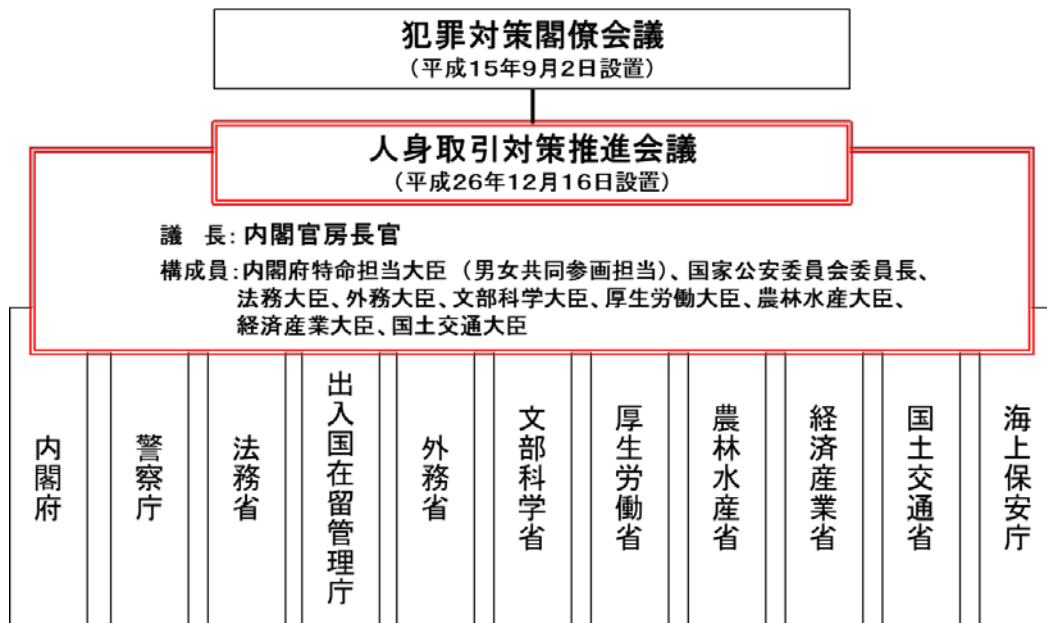
² 「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、平成15年9月から、内閣総理大臣が主宰し、全閣僚を構成員として開催している。（開催状況等は首相官邸ウェブサイト参照：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/index.html>）

³ 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）の施行により、平成31年4月1日、法務省の内部部局であった入国管理局は、同省の外局である出入国在留管理庁となり、同省の地方支分部局であった地方入国管理局は、同庁の地方支分部局である地方出入国在留管理庁となった。以下では、出入国在留管理庁及び地方出入国在留管理庁を総称して「出入国在留管理庁」という。

【表1】平成16年から令和元年までの主な取組

平成16年4月	「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置
同年12月	「人身取引対策行動計画」を決定
平成21年12月	「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を犯罪対策閣僚会議の下に位置付け 犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2009」を決定
平成22年6月	「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)について」を連絡会議で申合せ
平成23年7月	「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)について」を連絡会議で申合せ
平成26年12月	犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2014」を決定 犯罪対策閣僚会議の下「人身取引対策推進会議」を随時開催することを閣議で了解
平成27年5月	「人身取引対策推進会議」第1回会合を開催 年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表
平成28年5月 平成29年5月 平成30年5月 令和元年5月	「人身取引対策推進会議」第2～5回会合を開催 年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表

【図2】我が国における人身取引対策の体制



2 人身取引の実態把握の徹底

(1) 我が国における人身取引被害の発生状況等

① 人身取引被害者の状況

- 令和元年中に我が国が保護した人身取引被害者は、47 人（前年比+20 人）であった。

性別については、女性が 47 人（同+21 人）、男性が 0 人（同-1 人）であった。
- 国籍については、日本が 34 人（同+16 人）で、約 7 割を占めた。

外国人の被害者 13 人の国籍は、フィリピンが 12 人（同+7 人）、ブラジルが 1 人（同+1 人）であった。
- 外国人の被害者 13 人中、フィリピン人 12 人の入国時における在留資格については、「興行」で入国した者が 6 人（同+3 人）、「短期滞在」で入国した者が 5 人（同+4 人）、「日本人の配偶者等」で入国した者が 1 人（同±0 人）であった。ブラジル人 1 人については、本邦に在住する永住者（同+1 人）であった。

元年中に出入国在留管理庁において保護した外国人の被害者は 12 人であり、このうち在留資格を有していた者 7 人に対し、在留資格の変更を許可するとともに、不法残留により出入国管理及び難民認定法違反状態となっていた者 5 人に対し、在留特別許可を行った。

なお、外国人の被害者については、最初に警察において保護した後で出入国在留管理庁においても保護する場合と、警察のみ又は出入国在留管理庁のみにおいて保護する場合とがある。上記の「外国人の被害者 13 人」は、

 - ① 元年中に警察において保護した後、同年中に出入国在留管理庁においても保護した者 9 人
 - ② 元年中に警察のみにおいて保護した者 1 人
 - ③ 元年中に出入国在留管理庁のみにおいて保護した者 3 人

である。
- 被害者 47 人のうち、児童（18 歳未満）が 19 人（同+14 人）であり、このうち 18 人は日本人、1 人はブラジル人であった。
- 被害の形態については、性的搾取の被害を受けた者が 35 人（同+14 人）、ホステスとして稼働させられた者が 12 人（同+8 人）、労働搾取の被害を受けた者が 0 人（同-2 人）であった。

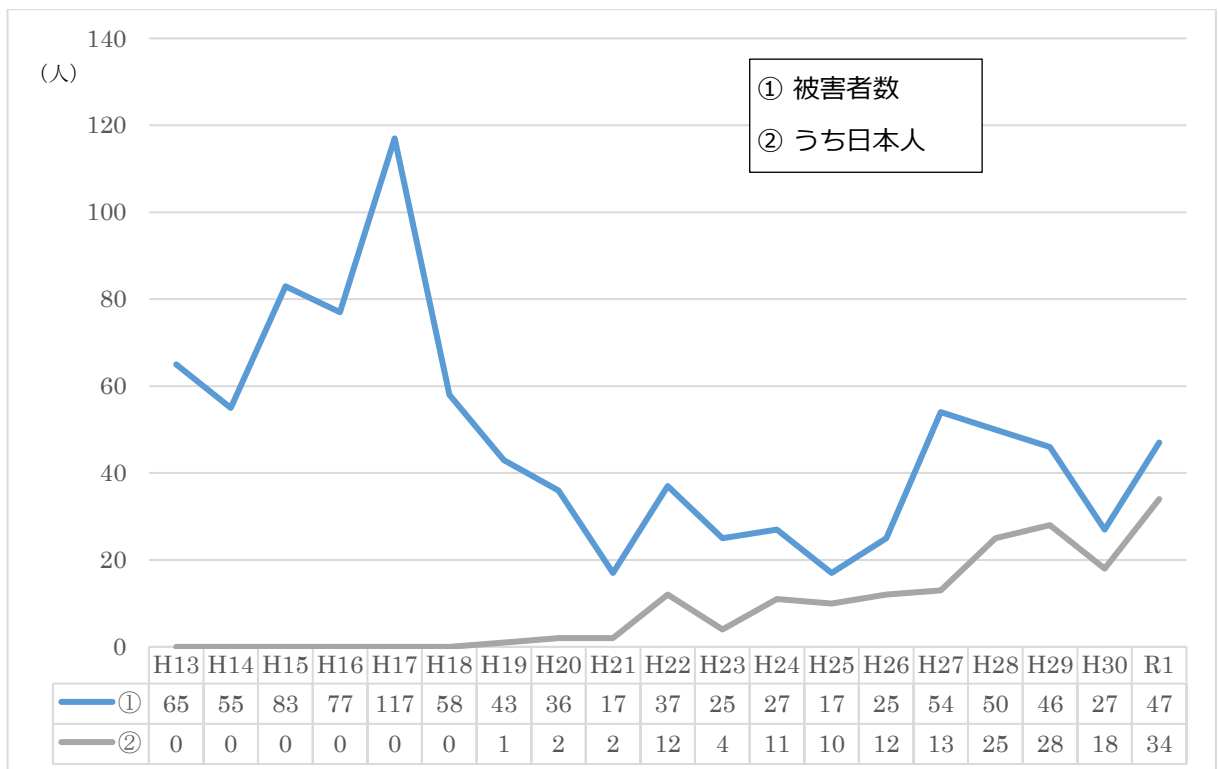
特徴としては、日本人の被害は、いわれなき借金を背負わされて売春や性風俗店での稼働を強制される事案、外国人の被害は、甘言を用いて入国させられ、ホステスとしての稼働を強制される事案が多かった。

- 元年中に婦人相談所において一時保護を行った被害者は9人であり、全員がフィリピン人であった。

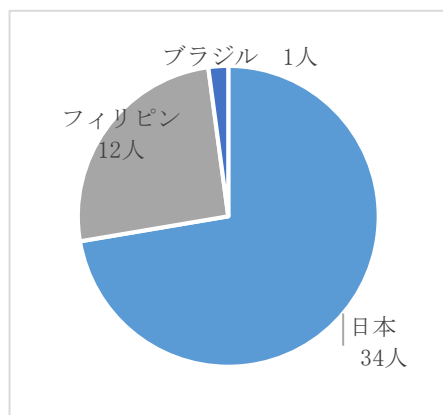
9人全員に対し、通訳の支援や医療サービスを提供するとともに、心理的ケアが必要であると判断された6人に対し、サービスを提供した。

- 元年中、国際移住機関（IOM）を通じた支援により9人が帰国し、9人全員に対し一時避難場所が、1人に対し医療支援が、8人に対し帰国後の社会復帰支援（例：家族統合、畜産業経営、小売店経営、運送業経営等）が、それぞれ提供された。

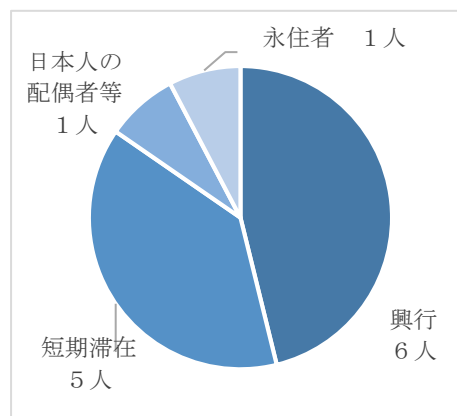
【図3】人身取引事犯の被害者数の推移（平成13～令和元年）



【図4】被害者（47人）の国籍



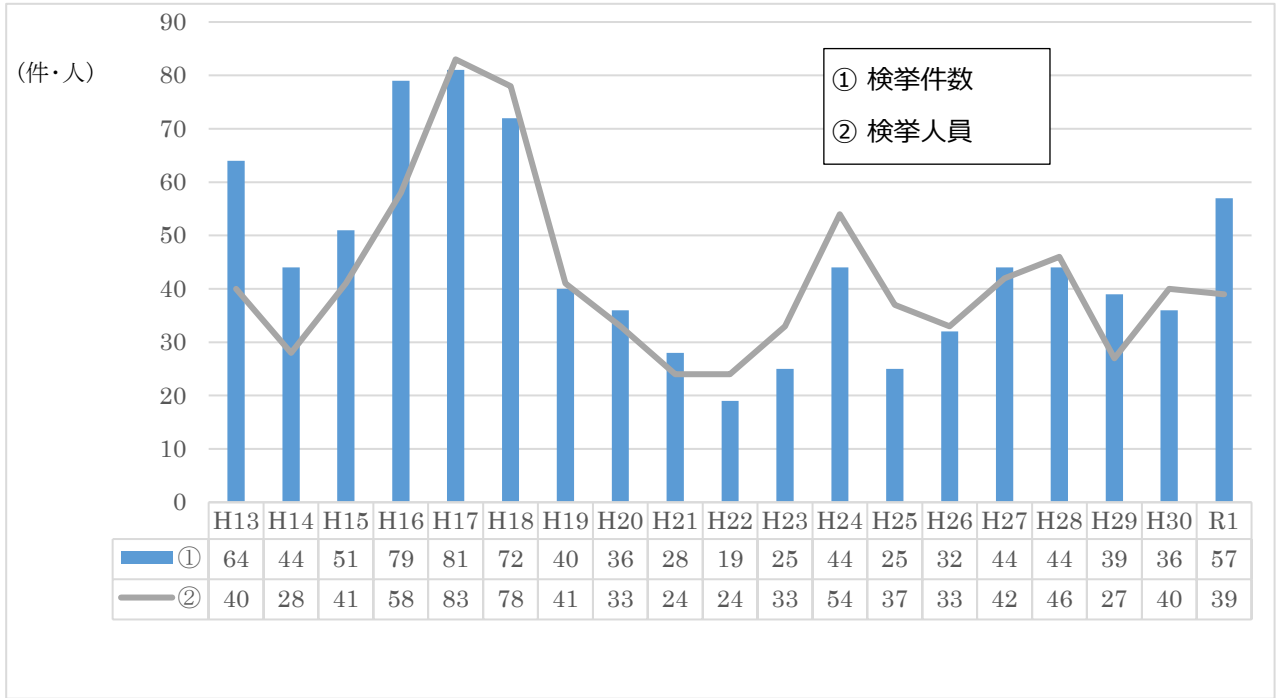
【図5】外国人被害者（13人）の入国時の在留資格



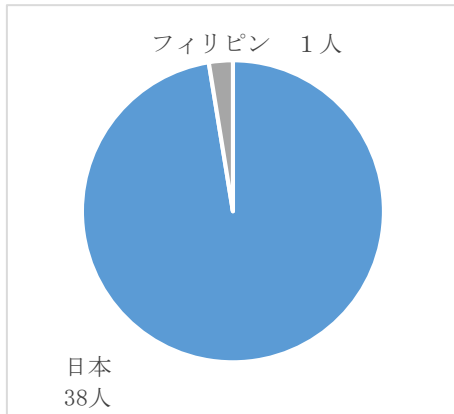
② 人身取引被疑者の状況

- 我が国が保護した人身取引被害者に係る令和元年中の人身取引事犯の検挙件数は57件（前年比+21件）、検挙人員は39人（同-1人）であった。
被疑者の性別については、男性が34人（同+2人）、女性が5人（同-3人）であった。
- 国籍については、日本が38人（同+1人）、フィリピンが1人（同+1人）であった。
- 職業については、風俗店等関係者が8人（同+1人）、無職が15人（同-6人）、その他（会社員、自営業等）が16人（同+4人）であった。
ブローカーは1人（同±0人）であり、暴力団構成員等は5人（同+2人）であった。
- 処分状況については、起訴された者が32人、証拠上の問題等により不起訴処分となった者が7人である。この起訴された者32人のうち、23人は有罪が確定し、9人は公判係属中である（2年3月31日現在）。
なお、元年5月に決定した年次報告において「公判係属中」とであるとされていた者6人のうち、3人は有罪が確定し、3人は引き続き公判係属中である（2年3月31日現在）。
- 元年中に出入国在留管理庁において退去強制手続を執った加害者は0人であった。

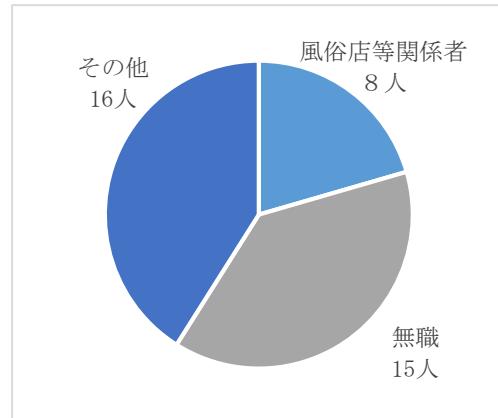
【図6】人身取引事犯の検挙件数・検挙人員の推移（平成13～令和元年）



【図7】被疑者（39人）の国籍



【図8】被疑者（39人）の職業



【表2】起訴された者（32人）の罪名・裁判結果等（令和2年3月31日現在）

	罪名	裁判結果
1	恐喝未遂	懲役2年、5年間執行猶予、付保護観察
2	児童福祉法違反、売春防止法違反	懲役2年、3年間執行猶予、罰金30万円
3	児童福祉法違反、売春防止法違反	懲役2年、3年間執行猶予、罰金30万円

4	出入国管理及び難民認定法違反	罰金50万円
5	売春防止法違反	懲役1年、3年間執行猶予、罰金20万円
6	恐喝、恐喝未遂、職業安定法違反	公判係属中
7	児童福祉法違反	公判係属中
8	わいせつ略取、強制性交等、逮捕監禁致傷	公判係属中
9	職業安定法違反、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反	懲役2年、4年間執行猶予
10	職業安定法違反、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反	懲役2年6月、4年間執行猶予
11	電磁的公正証書原本不実記録、同供用、出入国管理及び難民認定法違反	懲役2年、3年間執行猶予
12	電磁的公正証書原本不実記録、同供用、出入国管理及び難民認定法違反	懲役2年6月、4年間執行猶予
13	詐欺幫助、窃盗幫助、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、児童福祉法違反、電子計算機使用詐欺幫助	懲役2年6月
14	職業安定法違反、千葉県青少年健全育成条例違反	懲役1年6月、3年間執行猶予
15	児童福祉法違反	懲役1年6月、罰金80万円
16	職業安定法違反	公判係属中
17	わいせつ誘拐、強制性交等、準強制性交等、準強制性交等未遂、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反	公判係属中
18	児童福祉法違反、売春防止法違反、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反	懲役2年、4年間執行猶予、罰金30万円
19	児童福祉法違反、売春防止法違反	懲役1年、3年間執行猶予、罰金10万円
20	児童福祉法違反、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反	懲役1年6月、3年間執行猶予、罰金50万円
21	児童福祉法違反、売春防止法違反、建造物侵入、窃盗	懲役3年、5年間執行猶予、罰金50万円
22	強制性交等致傷、わいせつ略取、逮捕監禁致傷	懲役10年

23	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反、児童福祉法違反	懲役2年、4年間執行猶予、罰金 100 万円
24	児童福祉法違反、売春防止法違反	懲役2年、4年間執行猶予、罰金 30 万円
25	売春防止法違反、職業安定法違反	懲役 10 月
26	児童福祉法違反、売春防止法違反	懲役1年6月、3年間執行猶予、罰金20万円
27	児童福祉法違反、売春防止法違反	懲役1年6月、3年間執行猶予、罰金20万円
28	わいせつ誘拐、わいせつ略取、監禁	公判係属中
29	わいせつ略取、監禁致傷、強制性交等致傷、窃盗	懲役8年
30	脅迫、職業安定法違反、児童福祉法違反	公判係属中
31	愛知県青少年保護育成条例違反、詐欺、傷害、わいせつ誘拐	公判係属中
32	わいせつ略取、身の代金略取、拐取者身の代金要求、逮捕監禁、強制わいせつ、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反	公判係属中

【表3】令和元年の年次報告において「公判係属中」であった者（6人）の
罪名・裁判結果（令和2年3月31日現在）

	罪名	裁判結果
1	売春防止法違反	懲役2年6月、罰金30万円
2	売春防止法違反	公判係属中
3	恐喝未遂、売春防止法違反	公判係属中
4	恐喝未遂幫助、売春防止法違反	懲役2年、3年間執行猶予、罰金10万円
5	売春防止法違反	懲役2年6月、罰金30万円
6	労働基準法違反	公判係属中

③ 事例

【事例1】

被疑者は、自身が勤務する飲食店において被害女性（日本人）に遊興をさせ続け、飲食等の未払代金として負わせた借金の返済名目で、「返済が足りなかったら殺されるかもしれない。」など同人に申し向け、困惑させ、出会い系サイトを通じて募集した者との売春を強要するなどし、その代金を搾取していたもの。

大阪府警察において被疑者らを売春防止法違反で逮捕。

【事例2】

被疑者らは、フィリピン国内においてダンサーとして募集した被害女性（フィリピン人）6名を興行の在留資格で来日させ、入国後は旅券を取り上げるなどした上、被疑者が経営する社交飲食店のホステスとして稼働させ、その報酬を搾取していたもの。

新潟県警察において被疑者らを出入国管理法違反で逮捕。

（2）諸外国政府等との情報交換

- 平成16年度以降、外務省幹部を団長とし、関係省庁から構成される「人身取引対策に関する政府協議調査団」を延べ27か国・地域に派遣した。
- 令和2年3月には、「人身取引対策に関する政府協議調査団」を米国（ワシントンD.C.及びフロリダ州マイアミ市）に派遣した。米国連邦政府関係者とは、両国の連携強化について意見交換を行った。人身取引事案の件数が多いとされるフロリダ州においては、地方警察署、現地の人身取引対策を専門とする学識有識者及びNGOとそれぞれ、近年の人身取引対策の実態、グッドプラクティス及び課題、官民の連携・協力の在り方等について情報収集を行った。
- 平成30年3月、フィリピンにおいて開催された「人身取引関連事犯に関する国際合同捜査・オペレーション向上のためのASEAN+3法執行機関による机上訓練」(Tabletop Exercise for ASEAN plus Three Law Enforcers and Prosecutors to Enhance Cross-Border Joint Investigations and Operations on Trafficking in Persons Related Cases)に、我が国から検察官1人が出席し、人身取引事犯の取扱いに関する法的・実務的な課題・解決策等についての相互理解を深めた。

3 人身取引の防止

(1) 入国管理の徹底等を通じた人身取引の防止

① 厳格な出入国管理の徹底

- 出入国在留管理庁では、空海港における厳格な上陸審査の実施のため、事前旅客情報（API）、個人識別情報、国際刑事警察機構（ICPO）紛失・盗難旅券データベースを活用している。また、平成27年1月から乗客予約記録（PNR）の取得を開始し、28年1月からはその電子的取得を開始した。

これらの情報については、27年10月に設置された出入国管理インテリジェンス・センターが中核となって収集・分析を行い、その結果を水際の最前線で活用することにより、本邦への入国目的に疑義が認められる外国人の発見を行うなど、厳格な水際対策を推進している。

- 出入国在留管理庁では、28年10月から、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施している。

- 出入国在留管理庁では、入国警備官による主要空港の直行通過区域（トランジットエリア）及び港湾区域における組織的な警戒活動を積極的かつ継続的に実施し、不審者、ブローカー等に係る摘発等を推進している。

② 厳格な査証審査

- 外務省では、査証申請に際し、人身取引被害者となり得る者の入国を未然に防止するため、慎重な審査を行っている。

ホームページにおいても、「人身取引対策に伴う査証審査厳格化措置」と題したページを設け、人身取引を撲滅するため厳正かつ適切な査証審査を行うことに関する理解・協力を5か国語（日本語、英語、スペイン語、タイ語及びインドネシア語）で呼び掛けている。

特に、これまでの人身取引被害者の出身地域に所在する在外公館では、「興行」、「短期滞在」、「日本人配偶者等」等の人身取引に悪用されやすい査証申請について、必要に応じて個別面接を行うなどして、厳格な審査を行っている。

審査の結果、人身取引の被害に遭う可能性が高いとみなされる案件については、関係省庁とも協議の上、査証発給を拒否するなどの対応を行っている。

③ 査証システムを通じた情報共有

- 外務省では、外務本省、233の在外公館（令和2年3月現在）及び関係省庁との間で査証情報共有のためのシステムを構築し、査証関連情報の共有化を図っている。

④ 偽変造文書対策の強化

- 出入国在留管理庁では、空港支局の偽変造文書対策室において、偽変造文書の鑑識を厳格に実施するとともに、各空海港の職員等に対し、文書鑑識能力の向上を図るための研修を実施している。
- 外務省では、高度な偽造対策を施した新たな査証シール仕様を策定したほか、IC 旅券の国際標準化に関する動向及び IC チップ等の旅券に関連する国際標準等の調査により、我が国の旅券の高度化に向けた検討を引き続き行うとともに、令和2年2月から IC セキュリティ機能を強化し、査証頁毎に異なるデザイン（富嶽三十六景）を導入した 2020 年旅券の発給を開始した。

(2) 在留管理の徹底を通じた人身取引の防止

① 厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止

- 警察庁、法務省、出入国在留管理庁及び厚生労働省では、毎年、4 省庁間で合意した不法就労等外国人対策の推進に関する方針等に基づき、人身取引に係る事犯等の取締りの強化及び取締りに伴い認知した人身取引被害者の保護・支援を推進している。
- 警察では、これまでに構築した犯罪のグローバル化に対応する横断的枠組みや、不法滞在者等の生活、資格・身分の偽装等の手段として利用される犯罪インフラへの対策を総合的に推進する体制を引き続き活用し、偽装結婚を始めとする偽装滞在事案及び不法滞在事案並びにこれらの事案に関与するブローカー等の取締りを強化して、人身取引事犯の掘り起こしに努めている。
- 出入国在留管理庁では、婚姻関係に疑義があるなど偽装滞在が疑われる案件について、関係機関と協力しながら調査・分析を行うなどして、積極的に実態の解明に取り組んでいる。また、合同摘発等を通じて、警察などの関係機関との情報交換に努めており、必要に応じ、警察などの関係機関に情報提供するなどして加害者処罰につなげるとともに、被害者については、心身の状態や保護の必要性等を考慮して適切に対応している。

② 不法就労事犯に対する厳正な取締り

- 警察庁、法務省、出入国在留管理庁及び厚生労働省では、「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」等を開催し、連携や最新事案等の情報交換を図っている。

- 警察及び出入国在留管理庁では、不法就労事犯を積極的に取り締まることにより、人身取引事犯の掘り起こしに努めている。
- 出入国在留管理庁では、令和元年中、不法就労が疑われた稼働先 228 か所を摘発した。また、警察庁及び厚生労働省との間で合意した不法就労等外国人対策の推進に関する方針（①参照）に基づき、悪質なブローカー及び雇用主については、警察等に対し積極的に告発・通報等を行っている。
- 都道府県労働局・労働基準監督署及び地方出入国在留管理局では、元年中、強制労働等、技能実習生の人権侵害が疑われる事案について、実習実施者等 11 機関に対し、合同で監督又は調査を実施した。
この結果、都道府県労働局・労働基準監督署では、労働基準関係法令違反が認められた 8 件について是正勧告を行った。また、地方出入国在留管理局では、合同調査を実施した 11 機関のうち 1 機関について、技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した（2年3月31日現在）。

③ 不法就労防止に係る積極的な広報・啓発の推進

- 警察庁、出入国在留管理庁及び厚生労働省の主催により、不法就労の現状に関する理解を深めるための経営者団体への説明会を毎年実施するとともに、当該団体傘下の事業主に対し、適正な外国人雇用に係る指導や啓発を実施するよう協力を要請している。
- 出入国在留管理庁では、外国人の雇用を適正化して不法就労を防止するため、毎年6月、政府の「外国人労働者問題啓発月間」の一環として、「不法就労外国人対策キャンペーン月間」を実施しており、一般国民を始め、外国人を雇用する企業、関係団体、関係国政府等に、不法就労外国人に対する正しい理解を深めてもらい、その協力を得るよう努めている。令和元年においても、関係省庁、地方公共団体等の協力を得てリーフレットを配布したり、各地でイベントを開催したりするなどして、不法就労防止に係る啓発活動を行った。

（3）労働搾取を目的とした人身取引の防止

① 外国人技能実習制度の抜本的な見直しによる制度の適正化

- 平成 29 年 11 月 1 日に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下「技能実習法」という。）の概要は図 9 のとおりであり、特に、技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生からの相談

や申告への対応、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずることとしている。

また、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構（OTIT）が認可法人として29年1月25日に設立登記され、運用を開始している。

【図9】技能実習法の概要（法務省・厚生労働省）

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) 実習実施者について、届出制とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

- 監理団体について、2,907 団体が許可を受けており（令和2年3月31日現在）、また、技能実習計画について、819,132 件が認定を受け、276 件が不認定となっている（2年3月31日現在）。OTITにより、監理団体に対して1年に1度、実習実施者に対しては3年に1度の頻度で、実地検査を実施していくこととしている。

OTITは、技能実習法、入管法令又は労働関係法令に違反する事実を把握した場合には、出入国在留管理機関、労働基準監督機関等に対し、通報、情報提供等を行い、地方出入国在留管理局との合同調査や、単独の実地検査を行う。

- 警察と OTIT の間において、人身取引事犯となるおそれのある技能実習法違反等に関する情報共有の仕組みを構築した。

- 技能実習法第 54 条第 1 項においては、事業所管大臣は、実習実施者又は監理団体を構成員とする団体等により構成される事業協議会を組織することができるとしている。

構成員の連携の緊密化を図るとともに、各業界の実情を踏まえた取組について協議を行うため、農林水産省では平成 29 年 12 月 13 日に漁業技能実習事業協議会、30 年 6 月 5 日に農業技能実習事業協議会を、国土交通省では同年 2 月 19 日に外国人技能実習制度自動車整備事業協議会、同年 3 月 26 日に建設分野技能実習に関する事業協議会を、経済産業省では同月 23 日に繊維産業技能実習事業協議会を、それぞれ設置し、随時協議会を開催した。

- 技能実習法第 56 条第 1 項においては、地域レベルでの関係の行政機関の連携を図るため、各地域の技能実習に関する国の機関が、当該機関及び地方公共団体の機関等により構成される地域協議会を組織することができるとしている。

令和元年 7 月までに、全国 8 ブロックにおいて、同協議会を開催した。

- 法律事項ではないが、不適正な送出国を排除すること、技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ることを目的として、技能実習生の送出国のうち 14 か国（ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ及びインドネシア）との間で、二国間取決め（MOC、協力覚書）を作成した（2 年 3 月 31 日現在）。

- 技能実習法の施行に併せ、外国人技能実習制度の対象職種に介護職種が追加された。介護職種の技能実習においては、介護サービスの特性に基づく様々な懸念に対応するため、「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」において、介護固有要件を定めている。

② 外国人技能実習生に対する法的保護等の周知徹底

- 厚生労働省では、技能実習生が入国する際、各出入国港において、入国審査官から全ての技能実習生に対して直接手交する「技能実習生手帳⁴」について、

⁴ 出入国在留管理庁等の相談窓口、各国大使館の連絡先、我が国の労働関係法令、日常生活に必要な知識、労働基準監督署への申告、休業手当等に関する情報を記載。

平成 29 年 11 月の技能実習法の施行後は、外国人技能実習機構（OTIT）が作成しており、次の内容を始め、OTIT における相談・支援に関する情報等を明記している。

- ・ 申告を母国語で行おうとする場合、機構の地方事務所又は機構が実施する母国語相談窓口（電話、メール）を通じて行うことができます。
- ・ やむを得ない事情で技能実習を行うことが困難となった場合で、あなたが引き続き技能実習を希望しているときには、機構において実習先変更支援を行いますので、機構又は母国語相談に相談してください。
- ・ 意思に反して、帰国を促された場合にあっては、機構で相談や申告を行うことができるほか、最終的には空海港での出国手続きの際に入国審査官にその旨を申し出ることができます。

対応言語についても、技能実習生の増加に応じて順次追加し、現在、母国語とする技能実習生が多い 9 か国語（英語、中国語、タイ語、フィリピン語、ベトナム語、インドネシア語、ミャンマー語、カンボジア語及びモンゴル語）としている。

- 厚生労働省では、「外国人技能実習生のみなさんへ～日本における労働基準関係法令について～」と題したリーフレットを 5 か国語（日本語、中国語、タガログ語、ベトナム語及びインドネシア語）で作成し、ホームページに掲載するとともに、外国人技能実習生を使用する事業場を訪問した際、外国人技能実習生に配布して、労働基準関係法令に違反するおそれのある事案の例を挙げ、外国人技能実習生にも労働基準関係法令が適用され、労働者として日本人と同様に労働条件が守られることを周知している。

- 厚生労働省では、技能実習生が技能実習制度の内容、賃金、労働時間に関する法令等について相談できるようにするため、5 か国語に対応した「母国語相談ホットライン」を JITCO に委託して実施していた。

29 年 11 月の技能実習法の施行後は、OTIT が、電話のみならずメールにも対応し、また、8 か国語（英語、中国語、タイ語、フィリピン語、ベトナム語、インドネシア語、ミャンマー語及びカンボジア語）に対応した「母国語相談」等を実施している。

- 厚生労働省では、外国人からの労働条件等に関する相談に対応するため、都道府県労働局及び労働基準監督署において、14 か国語（日本語に加え、場所により異なるが、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語（31 年 4 月に追加）、ミャンマー語（同）、韓国語（令

和2年4月に追加)、タイ語(同)、インドネシア語(同)、カンボジア語(同)及びモンゴル語(同))に対応した「外国人労働者相談コーナー」を開設している。

また、「日本国内で就労する外国人の方へ 労働条件ハンドブック」と題したパンフレットを12か国語(日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、タイ語及びインドネシア語)で作成し、ホームページに掲載するとともに、外国人技能実習生を使用する事業場を訪問した際、外国人技能実習生に配布して、「外国人労働者相談コーナー」等への相談を呼び掛けている。

加えて、平成27年6月から、架電すると同コーナーにつながる「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設し、全国からの相談を容易にしている。さらに、31年4月から、都道府県労働局及び労働基準監督署の閉庁後に対応する「労働条件相談ほっとライン(委託事業:平日17:00~22:00、土日祝9:00~21:00)」において、14か国語(日本語に加え、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、韓国語(令和2年4月に追加)、タイ語(同)、インドネシア語(同)、カンボジア語(同)及びモンゴル語(同))で相談を受け付けている。

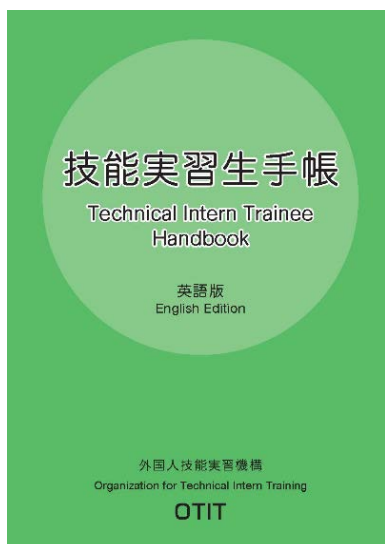
- 法務省では、「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」が取りまとめた改善方策に基づき、省令を改正し、2年4月に、失踪に帰責性がある監理団体等の、一定期間の新規受入れの停止措置、技能実習生の口座への振込等による報酬支払いを求める措置等を導入した。

また、これに加え、元年11月には、失踪技能実習生の減少に向け、改善方策を更に充実させる施策を取りまとめ、失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び告発事実の公表等を実施することとしている。

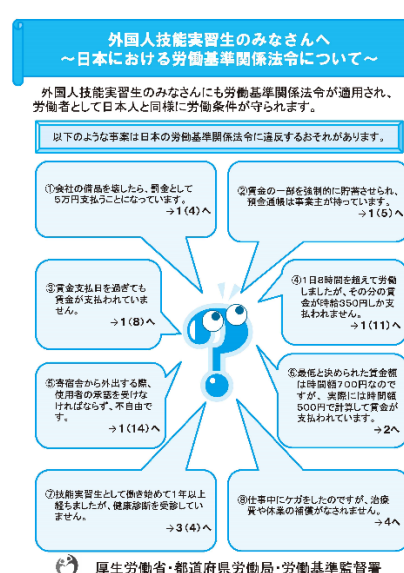
- 出入国在留管理庁では、監理団体等のホームページにおいて技能実習制度の趣旨に反する不適切な表現があることを確認した場合には、厚生労働省及びOTITと連携して指導を行っている。

- 出入国在留管理庁では、いわゆる強制帰国を防止するため、平成28年9月から、空海港において、実習期間を満了せずに途中で帰国する技能実習生に対して、入国審査官が、技能実習生の母国語(インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、英語及び中国語の8か国語)で記載された書面を用いて出国の意思確認を行い、本人の意に反して帰国させられていないかを確認している。この際、必要に応じ、通訳人を確保している。

【図 10】技能実習生手帳 (OTIT) (抜粋)



【図 11】外国人技能実習生のみなさんへ
(厚生労働省) (抜粋)



③ 労働基準関係法令の厳正な執行

- 都道府県労働局・労働基準監督署では、令和元年に 9,454 (速報値) の実習実施機関に対し監督指導を実施した。

この結果、6,796 (速報値) の実習実施機関において労働基準関係法令違反を認め、是正勧告を行うとともに、約定賃金額が最低賃金額を下回っているもの、違法な時間外労働・休日労働を行わせているもの等、技能実習生に係る労働基準関係法令違反により、重大・悪質な事案については、逮捕を行うなど 33 件 (速報値) を送検した。

(4) 外国人材のさらなる活用に向けた新たな制度に係る取組

① 外国人建設就労者受入事業

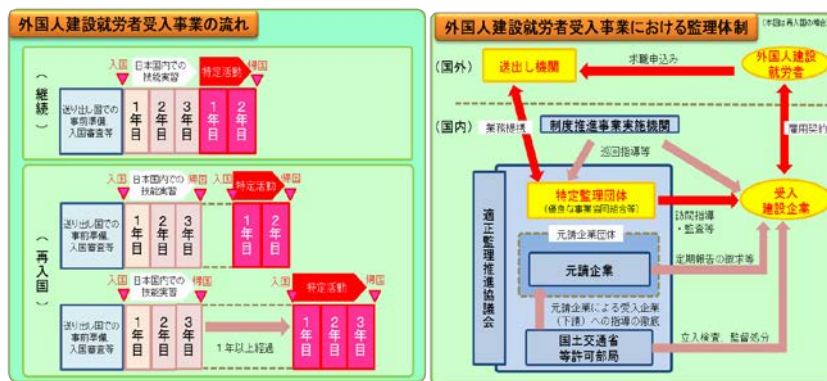
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び復興事業に向けた緊急的・時限的措置として、平成 27 年 4 月から実施している「外国人建設就労者受入事業」においては、外国人建設就労者約 5,300 人が入国している (令和 2 年 3 月 31 日現在)。

- この受入に当たっては、賃金不払、不法就労などの問題が生じないように、監理・受入を優良な特定監理団体・受入企業に限定するなどの監理体制を構築している。また、外国人建設就労者のための相談員を特定監理団体に配置すること、特定監理団体による受入企業に対する監査において、外国人建設就労

者と直接面談を実施すること、この面談の結果を適正監理推進協議会等へ報告することといった措置を講じている。

- 外国人建設就労者から権利侵害等の訴えがなされた際には、国土交通大臣が特定監理団体等に対し是正措置を求め、当該是正措置がとられていない場合には適正監理計画の認定の取消が行われることとなるなど、所要の措置が定められており、問題となる事案が生じた際には、関係省庁が連携して対応していくこととしている。

【図12】外国人建設就労者受入事業（国土交通省）



② 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

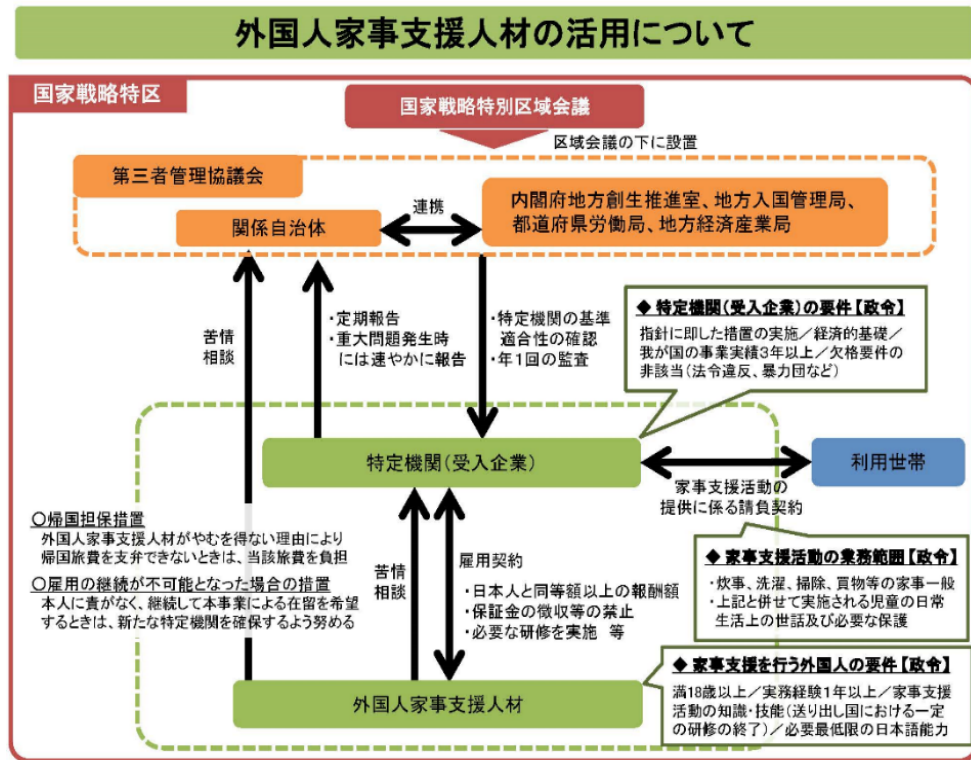
- 国家戦略特別区域法第16条の4第1項に規定する「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」は、女性の活躍推進や家事支援ニーズへの対応、中長期的な経済成長の観点から、国家戦略特別区域内において試行的に、家事支援活動を行う外国人（外国人家事支援人材）を特定機関（受入企業）が雇用契約に基づいて受け入れるものである。平成29年3月以降、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、愛知県及び千葉市において事業が実施され、外国人家事支援人材1,150人が入国している（令和2年3月1日現在）。
- この受入に当たっては、「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針」（平成27年9月9日付け内閣総理大臣決定、令和2年3月19日変更）において、外国人家事支援人材の報酬額は、同等の家事支援活動に日本人が従事する場合の報酬と同等額以上とすること、特定機関による外国人家事支援人材の金銭等の管理を禁止すること、特定機関が苦情・相談を受ける窓口を設け、外国人家事支援人材に対し、研修において周知すること等、特定機関が講ずるべき措置を定めており、特定機関は、こうした措置を講じていること等の基準に適合していることについて、国と地方公共

団体から成る第三者管理協議会による確認を受けることとしている。

- 外国人家事支援人材の受入れ後も、第三者管理協議会が特定機関に対して監査を行い、必要に応じ是正措置を講ずることを求めるとともに、関係する地方公共団体が、母国語等により苦情・相談を受ける窓口を設けるなど、問題となる事案が生じた際には、地方公共団体と関係省庁が連携して対応していくこととしている。

また、第三者管理協議会では、地方公共団体の苦情・相談窓口や各種相談窓口の連絡先を一覧にした携行用カードの様式を作成しており、特定機関に対して、雇用する外国人家事支援人材へ配布するよう依頼している。

【図13】外国人家事支援人材の活用（内閣府）



【図 14】携行用の苦情・相談窓口一覧カード（日本語版ひな形）（内閣府）

日本語版 ひな形

<p>外国人家事支援人材 相談・連絡窓口一覧</p> <p>まずは、こちらに御相談ください。</p> <p>TEL 03-1234-5678</p> <p>●●サービス(株) 総務部福利厚生課</p> <p>雇用主以外に相談したい場合等は以下へご相談下さい</p> <p>▶外国人家事支援人材の保護に関すること(〇〇〇第三者管理協議会事務局)</p> <p>〇〇県〇〇課 TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (月～金(祝日を除く)、8:30～17:15) <small>日本語対応 英語対応は別途案内</small></p> <p>緊急(無料) 警察 TEL 110 火事・救急車 TEL 119</p>	<p>▶人権相談について(〇〇(地方)法務局)</p> <p>みんなの人権110番 TEL0570-003-110 (一部のIP電話等、ご利用できない場合は TEL〇〇-〇〇〇-〇〇〇) (月～金(祝日を除く)、8:30～17:15) <small>日本語対応 英語対応は別途案内</small></p> <p>▶在留資格や出入国の手続について</p> <p>外国人在留総合インフォメーションセンター TEL0570-013-904 (一部のIP電話等、ご利用できない場合は TEL03-5796-7112) (月～金(祝日を除く)、8:30～17:15) <small>英語対応可</small></p> <p>▶労働条件について</p> <p>〇〇労働局総合労働相談コーナー TEL〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇 (月～金(祝日を除く)、8:30～17:15) <small>日本語対応 英語対応は別途案内</small></p> <p>〇〇〇〇〇〇大使館 TEL〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (月～金(祝日を除く)、9:00～18:00)</p>
---	--

③ 特定技能の在留資格に係る新たな外国人材受入れ制度

- 法務省では、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」を 30 年 11 月 2 日、第 197 回国会に提出した。

「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）」は、同年 12 月 8 日、同国会において成立し、同月 14 日に公布され（平成 30 年法律第 102 号）、31 年 4 月 1 日までに施行された。

- 新たな外国人材の受入れ制度は、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するものである。そのため、改正入管法において、新たな在留資格である「特定技能 1 号」及び「特定技能 2 号」に係る制度を設けるとともに、制度の運用に関する基本方針及び分野別運用方針を策定するなど、必要な措置を講ずるなどしたものである。
- 特定技能の在留資格に係る制度の概要は、図 16 のとおりである。特定技能外国人を受け入れるためには、例えば特定技能雇用契約⁵について、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしてはならないこと等の基準を満たしていることや特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（受入れ機関）

⁵ 「特定技能 1 号」又は「特定技能 2 号」の活動を行おうとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約をいう。

が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと等の基準を満たしていることが求められている。また、契約により受入れ機関から委託を受けて支援業務⁶を行う機関が出入国在留管理庁長官の登録を受けて登録支援機関となるためには、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないことのほか、暴力団員等が事業活動を支配していないこと、支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていること等の要件を満たす必要がある。

このように、「特定技能」の在留資格をもって本邦に在留する外国人（特定技能外国人）が適切かつ円滑に在留できるよう、受入れ機関や登録支援機関が適合すべき所要の基準等が設けられており、出入国在留管理庁では、特定技能外国人の在留諸申請に係る審査において、これらの基準等に係る適合性を厳正に審査し、外国人に対する人権侵害行為を含む不正不当な行為がなされないよう未然に防止することとしている。

- 改正入管法では、受入れ機関に対しては、特定技能外国人が従事した業務内容や報酬の支払い状況、特定技能外国人に係る支援計画の実施状況等を、また、登録支援機関に対しては支援業務の実施状況等を出入国在留管理庁長官に届け出なければならないこととしている。また、改正入管法では、出入国在留管理庁長官が、受入れ機関及び登録支援機関に対し、必要な指導及び助言を行うことができることや、報告等を求めることができる。さらに受入れ機関に対しては改善に必要な措置をとるべきことを命ずること（改善命令）ができることを定めている。加えて、受入れ機関が、届出義務に違反したり、虚偽の報告をしたり、改善命令に違反した場合には罰則の対象となり得、また、登録支援機関が届出義務に違反したり、虚偽の報告をした場合には登録の取消しの対象となり得る。出入国在留管理庁は、特定技能外国人の受入れ後も、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることとしている。

⁶ 「特定技能1号」の在留資格をもって在留する外国人に対して行う職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画の全部の実施の業務をいう。

【図15】特定技能の在留資格に係る制度概要（法務省）

制度概要 ①在留資格について

○ 特定技能1号：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験又は技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
 ○ 特定技能2号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、
 (14分野) 建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業
(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】

制度概要 ②受入れ機関と登録支援機関について

受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結んだ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出
(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出
(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。

- さらに、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議了承）を踏まえて、法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁は、フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、インドネシア、ベトナム、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン及びタイとの間で、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めを作成した（令和2年2月4日現在）。

(5) 人身取引の需要側に対する取組

① 性的搾取の需要側への啓発

- 内閣府では、平成16年度から毎年度、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、ホームページに掲載している。

令和元年度は、「人身取引（性的サービスや労働の強要等）は犯罪!!」と題したポスター及びリーフレットを約8万枚作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、一般社団法人日本旅行業協会、国際移住機関（IOM）、その他の関係機関等、約4,600か所に配布した。平成28年度からは、従来の配布先に加え、同ポスターの鉄道駅構内への掲示も行っている。

また、我が国で多く認知・検挙されている性的サービスを強要する事例や、身体的拘束に限らず心理的拘束による事例への対策を一層周知するため、「人身取引（性的サービスや労働の強要等）」の用語での広報を推進することとしている。

同ポスター及びリーフレットにおいては、人身取引が重大な犯罪であること、国の内外を問わず処罰の対象であること等を明記しているほか、次の4つの事例を挙げ、「こんな事例をみたら、最寄りの警察署や出入国在留管理局に連絡を!」と呼び掛けている。

- ・ 【SNSで少女らに高収入のアルバイトを紹介している人がいる。】少女らがだまされ、違法風俗店での性的サービスや売春を強要されている場合があります。
- ・ 【モデル志望の女性がアダルトビデオに出演させられている。】モデル募集と偽り、応募者が署名した契約書を盾に、脅すように出演させられる場合があります。
- ・ 【労働者が、怒鳴られたり蹴られたりしながら毎日働いている。】労働者が、暴力や脅迫を受けながら、強制的に働かされている可能性があります。
- ・ 【狭い部屋に複数の女性が同居し、毎日ワゴン車が迎えに来ている。】不本意な借金を背負わされ、仕事や売春を強要されている場合があります。昼間ほとんど外出していない事が多いです。

- 外務省では、平成14年度から毎年度、海外渡航者向けに「海外安全虎の巻」と題した冊子を作成し、同省の領事サービスセンターの窓口及び企業等を対象とした海外安全セミナーにおいて、また、各都道府県パスポートセンター及び旅行業の関連団体に対して、それぞれ配布している。併せて、同冊子のPDF版を海外安全ホームページに掲載するとともに、「海外安全アプリ」（overseas

safety app)、スマートフォン等においても、同冊子を閲覧できるようにしている。

28年度から、従来の配布先に加え、国際線が発着する空港の関連施設及び観光学部・学科等を有する大学等にも配布するとともに、「海外安全アプリ」に関するリーフレットを作成し、各都道府県パスポートセンターを中心に配布している。令和元年度は、同冊子を29万部、同リーフレットを200万枚、それぞれ作成した。

同冊子の中の「ケーススタディ集～トラブル事例と対策～」においては、日本人が「犯罪者」となるケースとして売買春を挙げ、多くの国で買春行為は禁止されており、重罪となる場合があることや、児童買春、児童ポルノの所持等は、我が国の法律により国外犯としても処罰の対象となる旨を明記し、不適切な行動は慎むよう呼び掛けている。

- 警察庁では、ホームページにおいて、「STOP！子供の性被害」と題したページを設け、児童買春は悪質な犯罪であること、国外での児童買春も厳重に処罰されること、東南アジア諸国における児童買春を処罰する法律を例示し、各国警察による厳正な取締りが行われていること等を周知している。

令和元年度には、児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害事犯が、子供の人権を侵害する悪質な犯罪であることを国民に周知するための広報・啓発用ポスター（日本ユニセフ協会、ECPAT 共催）を作成し、民間団体（全国たばこ販売協同組合連合会）の協力を得て、全国のたばこ店に掲示した。

② 雇用主等への働きかけ

- 警察では、風俗営業等の営業所に対する立入調査活動等を通じて、雇用主等への広報啓発に努めている。

- 都道府県労働局・労働基準監督署では、実習実施機関に対する監督指導（(3)③参照）のほか、労働基準関係法令等の周知・啓発を図るため、監理団体や実習実施機関に対する説明会を開催している。

4 人身取引被害者の認知の推進

(1) 「被害者の認知に関する措置」に基づく取組の推進

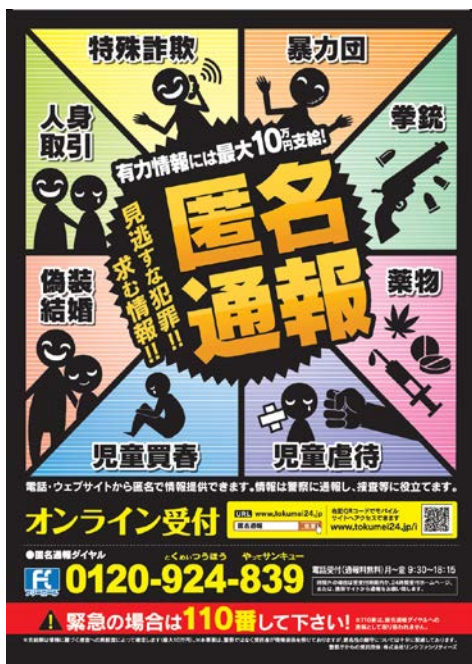
○ 関係省庁では、「人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置）について」（平成22年6月23日人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ。行動計画2014別添2。）を関係行政機関に周知しており、これに基づき、関係行政機関は被害者の認知に関する措置を適切に講じている。

○ 警察では、警察相談専用電話や匿名通報等の窓口において、人身取引事犯を見逃すことのないよう相談や通報等に対応している。

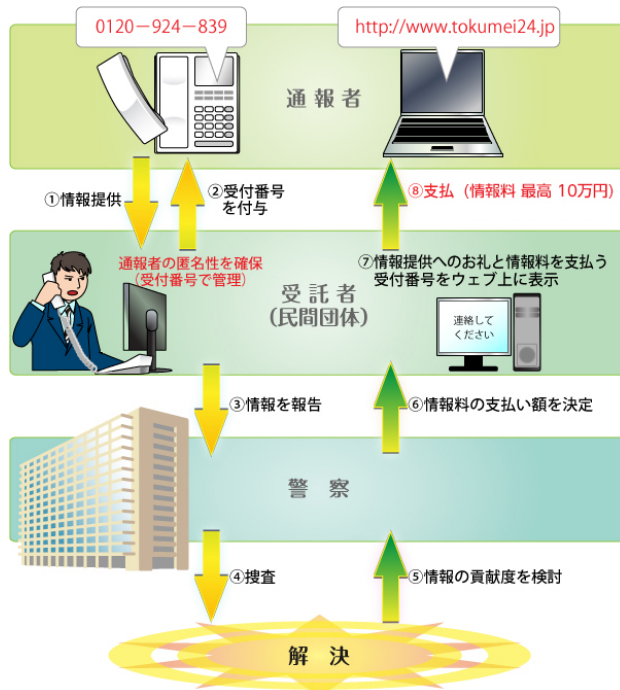
○ 警察庁の委託を受けた民間団体が、人身取引事犯やそのおそれのある犯罪（以下「人身取引事犯等」という。）、少年福祉犯罪、児童虐待事案等に関する通報について、国民から電話及びウェブサイトにより匿名で受け付け、事件検挙や被害者保護への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報事業」を実施している。ウェブサイト、ポスター等により通報を呼び掛け、潜在化しやすいこれらの犯罪を早期に認知するよう努めている。

人身取引事犯等に関する通報を受理した際は、関係都道府県警察に情報を共有し、関係都道府県警察において捜査を行っている。28年度中に182件、29年度中に433件、30年度中に285件、人身取引事犯等に関する通報を受理した。

【図19】匿名通報事業ポスター（警察庁）



【図20】匿名通報事業の流れ（警察庁）



- 警察に相談がなされた場合には、相談室など、相談者が心理的圧迫を受けない場所で事情聴取するよう努めるとともに、相談者が女性の場合には希望に応じて女性職員が、相談者が外国人の場合には可能な限り当該外国人の母国語を解する職員が、それぞれ対応することとしている。
- 出入国在留管理庁では、地方出入国在留管理局の総務課に人身取引対策事務局を設置し、局内の人身取引に関する情報集約を図っており、また、関係機関や一般人等からの人身取引事案に関する情報提供窓口として人身取引事案の認知等に努めている。
- 在外公館において人身取引被害者に関する情報に接した場合には、外務本省を通じて速やかに関係省庁に情報提供している。

(2) 潜在的被害者に対する被害申告先、被害者保護施策の周知

- 警察庁では、平成 17 年から毎年、潜在的な人身取引被害者の発見を目的として、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、関係省庁、在京大使館、NGO 等に配布し、被害者の目に触れやすい場所に備え付けるとともに、ウェブサイトに掲載している。

令和元年は、「私を助けてください！このリーフレットを受け取った方へ」と題し、9か国語(日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ロシア語、タイ語、タガログ語及びインドネシア語)に対応したリーフレットを 30 万部作成・配布した。

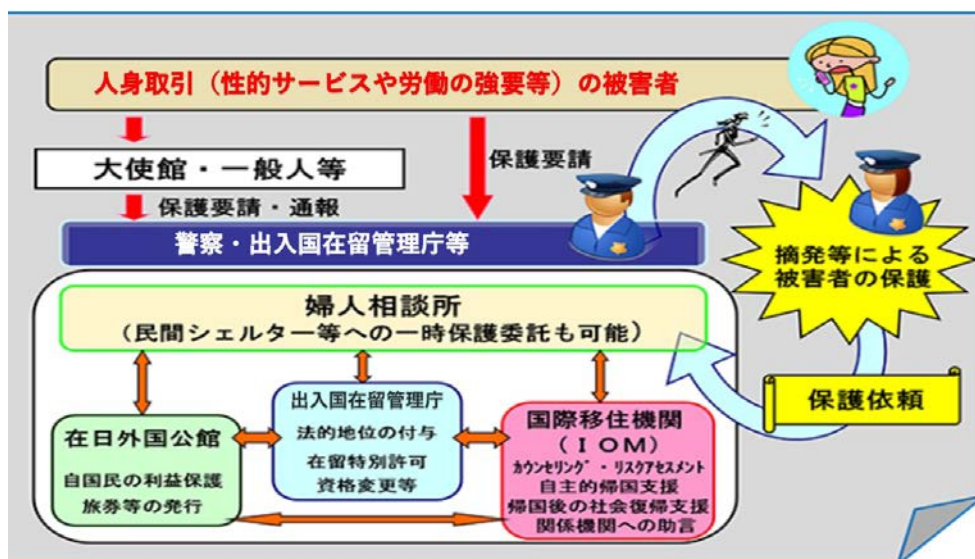
リーフレットを持っていない人にもその内容を電子データで容易に共有できるよう、警察庁ウェブサイトの人身取引対策のページにアクセスできる QR コードを掲載した。また、成田国際空港や東京国際空港にリーフレットを配布し、活用を依頼している。

【図 21】人身取引対策リーフレット（警察庁）



- 出入国在留管理庁では、ホームページに、人身取引に関する情報提供・相談窓口、被害者保護の考え方、被害者保護の流れ等を8か国語（日本語、英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語及びタガログ語）で掲載するとともに、地方出入国在留管理局の審査窓口や空港の入国審査場において、警察庁作成に係るリーフレットを置くなどして、被害者の手に届く取組を実施している。

【図22】被害者保護の流れ（出入国在留管理庁）



(3) 外国語による窓口対応の強化

- 出入国在留管理庁では、入国手続、在留手続等に関する相談に対応するため、8か所の地方出入国在留管理局・支局（仙台、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、広島及び福岡）において、外国語（場所により言語が異なる）に対応した「外国人在留総合インフォメーションセンター」を設置しており、人身取引に関する情報提供及び相談も受け付けている。

同センターの専用電話は、7か国語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語及びタガログ語）に対応している。

- 法務省の人権擁護機関では、従来、外国人からの人権相談に対応するため、10か所の法務局・地方法務局（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、神戸、広島、高松、松山及び福岡）において、外国語（相談場所により異なるが、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語及びタガログ語）に対応した「外国人のための人権相談所」を開設するとともに、2か国語（英語及び中国語）に対応した専用電話である「外国語人権相談ダイヤル」を設置していた。

平成 29 年 4 月からは、民間の多言語電話通訳等サービスを利用することにより、「外国人のための人権相談所」を 50 か所の全法務局・地方法務局に拡大するとともに（対応言語は英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、フィリピン語及びベトナム語）、「外国人語人権相談ダイヤル」について、対応言語を 6 か国語（「外国人のための人権相談所」の対応言語と同様）に拡大し、言語別であった電話番号を統一するなどしている（同ダイヤルに架電すると、相談者、民間の多言語電話通訳等サービス提供事業者及び法務局・地方法務局の三者間通話により、人権相談が行われる。）。31 年 4 月からは、「外国人のための人権相談所」及び「外国人語人権相談ダイヤル」について、対応言語を 10 か国語に拡大している（29 年から対応している 6 か国語に加え、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語）。

加えて、28 年 3 月から、2 か国語（英語及び中国語）に対応した「外国人インターネット人権相談受付窓口」を設置している。

これらの窓口について、ホームページ、各対応言語により作成した「あなたの言葉で人権相談ができます 外国語による人権相談のご案内」と題したリーフレット等により周知している。

【図 23】外国人語人権相談リーフレット（日本語版）（法務省）（抜粋）

外国人のための人権相談所

全国の法務局・地方法務局では、日本語を自由に話すことができない方からの人権相談をお受けします。

全国の法務局・地方法務局
平日(年末年始を除く) 9:00~17:00

対応言語: 英語, 中国語, 韓国語, ネパール語, スペイン語, フィリピン語, ポルトガル語, ベトナム語, インドネシア語, タイ語

外国人語人権相談ダイヤル

日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じるため、専用の相談電話(ナビダイヤル)を設置しています。全国どこからでもこの電話番号にかけていただくことにより人権相談をお受けします。

0570-090911
平日(年末年始を除く) 9:00~17:00

対応言語: 英語, 中国語, 韓国語, ネパール語, スペイン語, フィリピン語, ポルトガル語, ベトナム語, インドネシア語, タイ語

外国人インターネット人権相談受付窓口

英語・中国語での人権相談に応じるため、英語版と中国語版のインターネット人権相談受付窓口を設置しています。この窓口によって、全国どこからでも人権相談をお受けします。

●英語版インターネット人権相談受付窓口
https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_en.html

●中国語版インターネット人権相談受付窓口
https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_zh.html

あなたの言葉で人権相談ができます

外国語による人権相談のご案内

対応言語: English, 中文, Español, 한국어, Filipino, Português, Bahasa Indonesia, Tiếng Việt

法務省人権擁護局 全国人権擁護委員連合会

- 厚生労働省では、外国人からの労働条件等に関する相談に対応するため、都道府県労働局及び労働基準監督署において、14か国語（日本語に加え、場所により異なるが、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語（31年4月に追加）、ミャンマー語（同）、韓国語（令和2年4月に追加）、タイ語（同）、インドネシア語（同）、カンボジア語（同）及びモンゴル語（同）に対応した「外国人労働者相談コーナー」を開設している。

また、「日本国内で就労する外国人の方へ 労働条件ハンドブック」と題したパンフレットを12か国語（日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、タイ語及びインドネシア語）で作成し、ホームページに掲載するとともに、外国人技能実習生を使用する事業場を訪問した際、外国人技能実習生に配布して、「外国人労働者相談コーナー」等への相談を呼び掛けている。

加えて、平成27年6月から、架電すると同コーナーにつながる「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設し、全国からの相談を容易にしている。さらに、31年4月から、都道府県労働局及び労働基準監督署の閉庁後に対応する「労働条件相談ほっとライン（委託事業：平日17:00～22:00、土日祝9:00～21:00）」において、14か国語（日本語に加え、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、韓国語（令和2年4月に追加）、タイ語（同）、インドネシア語（同）、カンボジア語（同）及びモンゴル語（同））で相談を受け付けている。 【3（3）②再掲】

- 厚生労働省では、技能実習生が技能実習制度の内容、賃金、労働時間に関する法令等について相談できるようにするため、5か国語に対応した「母国語相談ホットライン」をJITCOに委託して実施していた。

平成29年11月の技能実習法の施行後は、OTITが、電話のみならずメールにも対応し、また、8か国語（英語、中国語、タイ語、フィリピン語、ベトナム語、インドネシア語、ミャンマー語及びカンボジア語）に対応した「母国語相談」等を実施している。 【3（3）②再掲】

（4）在京の各国大使館との連携

- 外務省では、外国人被害者が母国の在京大使館に保護を求めるケースがあることを踏まえ、被害者の相談を受ける窓口、24時間対応可能な相談ホットライン等を設けるよう、各国の在京大使館に働き掛けている。

(5) 在外公館等における潜在的人身取引被害者に対する注意喚起の推進

- 外務省では、警察庁作成に係るリーフレット（(2) 参照）及び内閣府作成に係るポスター及びリーフレット（3（5）①参照）を在外公館等に配布している。

- 外務省では、在外公館による査証審査の過程において、在外公館での面接を実施した申請者に対してリーフレットを配布するなどの啓発に努めているほか、代理申請機関が査証申請受理及び交付を行っている国については、同申請機関に対し、注意喚起に関する協力を依頼している。

【図 24】人身取引に関する情報提供・相談窓口等

人身取引（性的サービスや労働の強要等）に関する情報提供・相談窓口	
【都道府県警察】	
緊急通報（電話）： 110	警察相談窓口（電話）： #9110
【匿名通報】（警察庁）	
電話： 0120-924-839	ウェブサイト： http://www.tokumei24.jp/
【出入国在留管理庁】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人在留総合インフォメーションセンター ※外国語対応 電話： 0570-013904（IP, PHS, 海外：03-5796-7112） ● 地方出入国在留管理局 一覧： http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html 	
【人権相談】（法務省）	
<ul style="list-style-type: none"> ● みんなの人権110番 電話： 0570-003-110 ● 外国人のための人権相談所 ※外国語対応 電話： 全国50か所の全法務局・地方法務局 一覧： http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html ● 外国語人権相談ダイヤル ※外国語対応 電話： 0570-090911 	
その他の関連する窓口等	
【女性の人権問題】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 女性の人権ホットライン（法務省） 電話： 0570-070-810 ● 婦人相談所（厚生労働省） 一覧： http://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000402436.pdf 	
【子どもの人権問題】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの人権110番（法務省） 電話： 0120-007-110 ● 児童相談所（厚生労働省） 一覧： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/zisouichiran.html 	
【技能実習生等に係る労働問題】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 総合労働相談コーナー（厚生労働省） 一覧： http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html ● 外国人労働者相談コーナー、外国人労働者向け相談ダイヤル（厚生労働省） ※外国語対応 一覧： http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html ● 労働条件相談ほっとライン（厚生労働省委託事業） ※外国語対応 一覧： https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/ ● 母国語相談（外国人技能実習機構（OTIT）） 一覧： http://www.otit.go.jp/notebook/ 	
【その他】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 外国語インターネット人権相談受付窓口（法務省） ※外国語対応 URL： https://www.jinken.go.jp/ ● 多言語情報提供サービス（法テラス） ※外国語対応 電話： 0570-078377 ● よりそいホットライン（一般社団法人社会的包摂サポートセンター） ※外国語対応 電話： 0120-279-338 	

5 人身取引の撲滅

(1) 取締りの徹底

- 各機関では、人身取引事犯の取締りを徹底するとともに、人身取引が潜在するおそれのある周辺事案（人身取引関連事犯）に対しても、積極的に対応している（人身取引事犯の取締状況については、2（1）②参照）。
- 平成26年6月、警察庁、法務省、最高検察庁、厚生労働省及び海上保安庁から成る「人身取引対策関連法令執行タスクフォース」を設置し、人身取引関連事犯についての情報共有・連携を図るとともに、同年9月、同タスクフォースにおいて、人身取引事犯への適用法令、具体的適用例等をまとめた「人身取引取締りマニュアル」を作成し、警察、出入国在留管理庁、検察、労働基準監督署及び海上保安庁において、捜査等に活用している。

① 売春事犯等の取締りの徹底

- 警察では、令和元年中、売春防止法違反で443件、399人を検挙した。

② 子供の性被害（児童の性的搾取）に対する厳正な対応

- 警察では、関係省庁等と緊密な連携を図りながら、児童買春・児童ポルノ事犯の取締り、流通・閲覧防止対策、被害児童の早期発見・支援等の諸対策を推進しており、令和元年中の児童買春事犯の検挙件数は784件、検挙人員は696人、児童ポルノ事犯の検挙件数は3,059件、検挙人員は2,116人であった。

- 最高検察庁では、人身取引事犯に対する厳正な対処というこれまでの方針を確認する趣旨で、平成30年3月、全国の検察官に対し、児童福祉法を人身取引事犯に適用する際には、懲役刑を中心とした厳正な科刑が実現されるよう配慮されたい旨通知した。

- 政府では、児童買春や児童ポルノの製造等の子供の性被害の撲滅と被害児童の権利の擁護に取り組むため、28年3月29日、「児童の性的搾取等に係る対策に関する業務の基本方針について」を閣議決定し、国家公安委員会が児童の性的搾取等に係る対策の総合調整等をつかさどることとした。

28年4月以降、「児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議」において、警察庁を中心として「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」（子供の性被害防止プラン）の策定に向けた議論を重ね、29年4月18日、犯罪対策閣僚会議において、同計画を決定した。

同計画は、人身取引関連事犯である児童買春・児童ポルノ事犯等について、

その撲滅に向けて取り組むべき施策を取りまとめたものである上、「人身取引事犯撲滅のための広報・啓発活動の実施」、「人身取引事犯における被害者の保護の推進」等、直接的な人身取引対策も盛り込んだものであるため、同計画に基づく各種施策の推進は、人身取引の防止に寄与していると考えられる。

【図25】子供の性被害防止プランに基づく対策の推進（警察庁）



③ 悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底

○ 警察では、令和元年中、外国人労働者に係る雇用関係事犯において、雇用主・ブローカー等364件、406人を検挙した。

○ 出入国在留管理庁では、元年中、不法就労が疑われた稼働先228か所を摘発した。また、警察庁及び厚生労働省との間で合意した不法就労等外国人対策の推進に関する方針(3(2)①参照)に基づき、悪質なブローカー及び雇用主については警察等に対し積極的に告発・通報等を行っている。

【3(2)②再掲】

○ 都道府県労働局・労働基準監督署では、元年に9,454(速報値)の実習実施機関に対し監督指導を実施した。

この結果、6,796(速報値)の実習実施機関において労働基準関係法令違反を認め、是正勧告を行うとともに、約定賃金額が最低賃金額を下回っているも

の、違法な時間外労働・休日労働を行わせているもの等、技能実習生に係る労働基準関係法令違反により、重大・悪質な事案については、逮捕を行うなど 33 件（速報値）を送検した。 【3（3）③再掲】

- 都道府県労働局・労働基準監督署及び地方出入国在留管理局では、元年中、強制労働等、技能実習生の人権侵害が疑われる事案について、実習実施者等 11 機関に対し、合同で監督又は調査を実施した。

この結果、都道府県労働局・労働基準監督署では、労働基準関係法令違反が認められた 8 件について是正勧告を行った。また、地方出入国在留管理局では、合同調査を実施した 11 機関のうち 1 機関について、技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した（2 年 3 月 31 日現在）。 【3（2）②再掲】

④ いわゆるアダルトビデオ出演強要問題に対する厳正な対応

- 女性に対し、本人の意に反していわゆるアダルトビデオへの出演を強要する問題について、警察では、令和元年中、職業安定法違反、わいせつ電磁的記録等送信頒布罪等で被疑者を検挙（4 件 2 人）するなど、各種法令の適用を視野に入れた取締りを推進するとともに、相談に適切に対応している。

- 政府では、男女共同参画会議の「女性に対する暴力に関する専門調査会」において、この問題について、若年層を対象とした性的な暴力の問題として、民間団体、有識者、地方公共団体及び関係省庁からヒアリングを実施した上で、平成 29 年 3 月 14 日、現状と課題について整理した報告書を取りまとめた。

同月 31 日、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JK ビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」において、同年 4 月を被害防止月間と位置付けること等を内容とする緊急対策を決定した。同月間における取組の実施状況等を踏まえ、同年 5 月 19 日、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JK ビジネス』問題等に関する今後の対策」を策定した。

同対策は、人身取引関連事犯であるアダルトビデオ出演強要問題について、その根絶に向け、「更なる実態把握」、「取締り等の強化」、「教育・啓発の強化」、「相談体制の充実」、「保護・自立支援の取組強化」等の施策について取りまとめたものであり、これを推進していることは、人身取引の防止に寄与していると考えられる。

(2) 国境を越えた犯罪の取締り

① 外国関係機関との連携強化

- 警察庁では、平成16年から毎年1回、人身取引事犯に係る「コンタクトポイント連絡会議」を開催し、在京大使館、関係省庁、都道府県、NGO、国際移住機関（IOM）等との意見交換・情報交換を行っている。令和元年7月に開催した同会議では、人身取引事犯に係る被疑者及び被害者が国内の空港やホテル等を利用する可能性があることを踏まえ、初めて空港会社及び宿泊業界団体の職員を招へいし、警察における人身取引事犯の検挙事例について協議等を行った。

【図26】コンタクトポイント連絡会議（警察庁）



- 警察庁では、平成14年から28年までの間、毎年1回、東南アジア及び在京の外国捜査機関等を招へいし、「東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取犯罪捜査官会議」を開催して、国外犯に関する捜査協力の拡充・強化を図った。

29年からは、子供の性被害防止対策を更に強化するため、関係省庁、外国機関、都道府県警察の担当者のほか、国際機関や子供の性被害防止対策に取り組む民間団体等が参加できる形態に発展させ、現在は、同会議の名称を「子供の性被害防止セミナー」と改め、政府及び警察の取組だけではなく、民間団体や外国機関の取組等も紹介することにより、理解の促進を図るとともに、関係機関・団体との情報交換・連携強化に取り組んでいる。

令和2年1月に開催した同セミナーでは、子供の性被害防止に係る広報啓発に取り組む高校生、インターネット関連団体、愛知県警察等により、それぞれ発表がなされた。

- 警察では、ICPO を通じて、人身取引被害者の送出国の捜査機関との間で情報交換を行っている。具体的には、我が国で検挙した外国人の被害に係る人身取引事犯について、被害者の出身国の警察当局に対し、事件の概要や国外ブローカーに関する情報を提供している。
- 外務省では、平成 16 年 11 月から、警察庁を通じ、ICPO に紛失・盗難旅券情報（旅券番号等）を提供しており、同情報は、ICPO 加盟国の出入国審査に活用されている。

② 国際捜査共助の充実化

- 我が国では、国内法（国際捜査共助等に関する法律）及び他国との間で締結している刑事共助条約・協定に基づき、外国からの要請に応じ、人身取引事案について積極的に捜査共助を実施している。
- 我が国は、米国（平成 18 年 7 月発効）、韓国（19 年 1 月発効）、中国（20 年 11 月発効）、香港（21 年 9 月発効）、EU（23 年 1 月発効）、ロシア（同年 2 月発効）との間で刑事共助条約・協定を締結している上、他の国との間でも条約締結を積極的に検討している。
- 29 年 7 月、国際組織犯罪防止条約を締結した（7（1）①参照）ことにより、同条約第 18 条 1 に規定する犯罪について、同条約の締結国・地域との間において、相互に外交ルートによることなく、中央当局ルートによる迅速な捜査共助を実施することが可能となっている。

6 人身取引被害者の保護・支援

(1) 「被害者の保護に関する措置」に基づく取組の推進

○ 関係省庁では、「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）について」（平成 23 年 7 月 1 日人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ。行動計画 2014 別添 3。）を関係行政機関に周知しており、これに基づき、関係行政機関は相互に連携しつつ、被害者の保護に関する措置を適切に講じている。

○ 出入国在留管理庁では、人身取引被害者に対し、その立場に十分配慮しながら、被害者の希望等を踏まえ、在留期間の更新、在留資格の変更又は在留特別許可により、法的地位の安定を図っている。

令和元年中に保護した外国人の被害者は 12 人であり、このうち在留資格を有していた者 7 人に対し、在留資格の変更を許可するとともに、不法残留により出入国管理及び難民認定法違反状態となっていた者 5 人に対し、在留特別許可を行った。

【2 (1) ①再掲】

在留を希望する被害者や、帰国することができない被害者については、本人の意思を尊重しつつ、個別の事情を総合的に勘案した上で、必要に応じて就労可能な在留資格を認めることとしている。平成 26 年中には 1 人に対し「定住者」（1 年）、27 年中には 5 人に対し「日本人の配偶者等」（1 年）、3 人に対し「定住者」（1 年）、29 年中には 1 人に対し「永住者の配偶者等」（1 年）の在留資格をそれぞれ付与した。

○ 厚生労働省では、外国人労働者が多い地域のハローワークを中心に、相談員や通訳員を配置し、人身取引被害者も含む、外国人の安定的な就労に向けた相談支援を行っている。

また、職場におけるコミュニケーション能力や我が国の労働関係法令等に関する知識を習得させ、安定的な雇用を促進することを目的とした「外国人就労・定着支援研修」を実施している。

(2) 保護機能の強化

○ 法務省の人権擁護機関が実施する調査救済手続においては、平成 27 年 10 月から、男性を含めた人身取引被害者に対し、緊急避難措置として宿泊施設を提供する制度を運用している。

○ 29 年 11 月 1 日に施行された技能実習法においては、特に、技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生からの相談や申告への対応、技能実習生の転籍の連絡調整

等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずることとしている。また、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構（OTIT）が認可法人として同年1月25日に設立登記され、運用を開始している。 【3（3）①再掲】

（3）被害者への支援

① 婦人相談所等における一時保護・援助等の一層の充実

- 婦人相談所では、各関係機関と連携し、国籍・年齢を問わず、人身取引被害女性の保護を行い、その宗教的生活や食生活を尊重した衣食住の提供、居室や入浴・食事への配慮、夜間警備体制の整備のための警備員の配置を実施するなど、その充実を図っている。

令和元年中は、婦人相談所において一時保護を行った被害者9人全員に対し、通訳の支援や医療サービスを提供するとともに、心理的ケアが必要であると判断された6人に対し、サービスを提供した。 【2（1）①再掲】

- 婦人相談所では、適切な保護が見込まれる場合において、人身取引被害女性の一時保護を民間シェルター等へ委託するための経費について、予算措置を行っている。
- 婦人相談所では、被害者が児童である場合には、必要に応じて、児童相談所と連携した保護措置を行っている。

② 捜査過程における被害者への情報提供

- 警察では、被害者に対し、保護施策の周知及び在留特別許可等の法的手続に関する十分な説明を行うとともに、今後の捜査について、可能な範囲で説明を行い、被害者の立場に十分配慮した措置に努めている。

- 検察庁では、犯罪被害者等から事情聴取をする際に、法務省作成の「犯罪被害者の方々へ」と題する犯罪被害者等向けパンフレット（日本語版及び英語版）を手渡すなどしている。また、同パンフレットは、法務省及び検察庁ホームページにも掲載している。

同パンフレットは、被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内等の支援を行う被害者支援員制度、公判段階で被害者が証人となる場合に、裁判所の判断によってなされる遮へい措置等の各種制度等、犯罪被害者保護・支援のための諸制度について分かりやすく解説したものである。

特に、同パンフレットの中の「人身取引の被害者の保護」においては、検察庁では人身取引事件について厳正に対処している旨を明記するとともに、人身

取引被害者保護の流れを分かりやすく図示している。

【図 27】 犯罪被害者の方々へ（検察庁）（抜粋）



○ 海上保安庁では、人身取引被害者を含む犯罪被害者に対し、刑事手続の概要及び捜査状況、被疑者の逮捕・送致状況等、被害者の救済や不安の解消に資すると認められる事項の説明を行うこととしている。また、海上保安庁ウェブサイト及び「犯罪被害者等への支援について」と題したリーフレットにより、犯罪被害者等の支援に関する取組について周知している。

③ 被害者に対する法的援助の実施とその周知

○ 日本司法支援センター（法テラス）では、各地の犯罪被害者支援機関・団体と相互に連携し、各支援窓口の情報を収集し、被害者の状況に応じて必要な情報を提供している。

被害者の所在が明らかになることがないように細心の注意を払いつつ、法的支援を必要とする被害者に対し、被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介し、資力の乏しい者に対しては、民事法律扶助業務又は日本弁護士連合会委託援助業務による援助を実施している。

民事法律扶助業務とは、「民事裁判等手続の準備及び追行（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。）のため代理人に支払うべき報酬及びその費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者（以下「国民等」という。）又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等」（総合法律支援法第 30 条第 1 項第 2 号柱書）を対象と

する無料法律相談、代理人に支払うべき報酬及び費用の立替等を行うものである。

日本弁護士連合会委託援助業務とは、日本弁護士連合会から委託された事業であり、民事法律扶助や刑事裁判に参加する被害者参加人のための国選弁護制度の対象外となる者に対して、人権救済の観点から、弁護士による法的援助と費用等の援助を行うものである。

- 法テラスでは、民事法律扶助、刑事裁判に参加する被害者参加人のための国選弁護制度等について記載されたリーフレットをホームページに掲載するとともに、婦人相談所に配布して、周知に努めている。
- 法テラスでは、法制度や相談窓口に関する情報を9か国語で提供する「多言語情報提供サービス」を実施しており、令和元年度中の言語別の提供件数（2年3月31日現在）は、英語が1,143件、ポルトガル語が1,077件、タガログ語が611件、中国語が549件、スペイン語が499件、ベトナム語が163件、韓国語が61件、ネパール語が68件、タイ語が50件であった。

【図28】多言語情報提供サービス（法テラス）

法テラス JAPAN LEGAL SUPPORT CENTER 多言語情報提供 (たげんごじょうほうていきょう)

0570-078377

Monday to Friday from 9:00 to 17:00 *Call rates will apply.

中文 English 한국어 Tagalog

Español Português

Tiếng Việt ภาษาไทย नेपाली भाषा

- 法テラスでは、性暴力被害を含む日常生活上の様々な困難に関する電話相談「よりそいホットライン」を実施する一般社団法人社会的包摂サポートセンターと相互に連携している。
- 「よりそいホットライン」は厚生労働省の補助金事業であり、9か国語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、タガログ語、ベトナム語及びネパール語）に対応している。

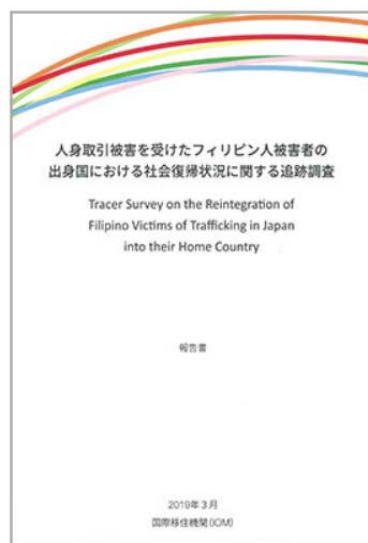
④ 外国人被害者の自主的帰国・社会復帰支援

- 我が国は、平成 17 年以降、国際移住機関（IOM）を通じ、我が国で認知された外国人人身取引被害者の帰国支援及び社会復帰支援事業（就労・職業支援、医療費の提供等）を行っている。令和元年には、IOM に 13 万ドルを拠出しており、平成 17 年以降、335 人の帰国支援を実施している（令和 2 年 3 月 31 日現在）。
元年中には、IOM を通じた支援により 9 人が帰国し、9 人全員に対し一時避難場所が、1 人に対し医療支援が、8 人に対し帰国後の社会復帰支援（例：家族統合、畜産業経営、小売店経営、運送業経営等）が、それぞれ提供された。

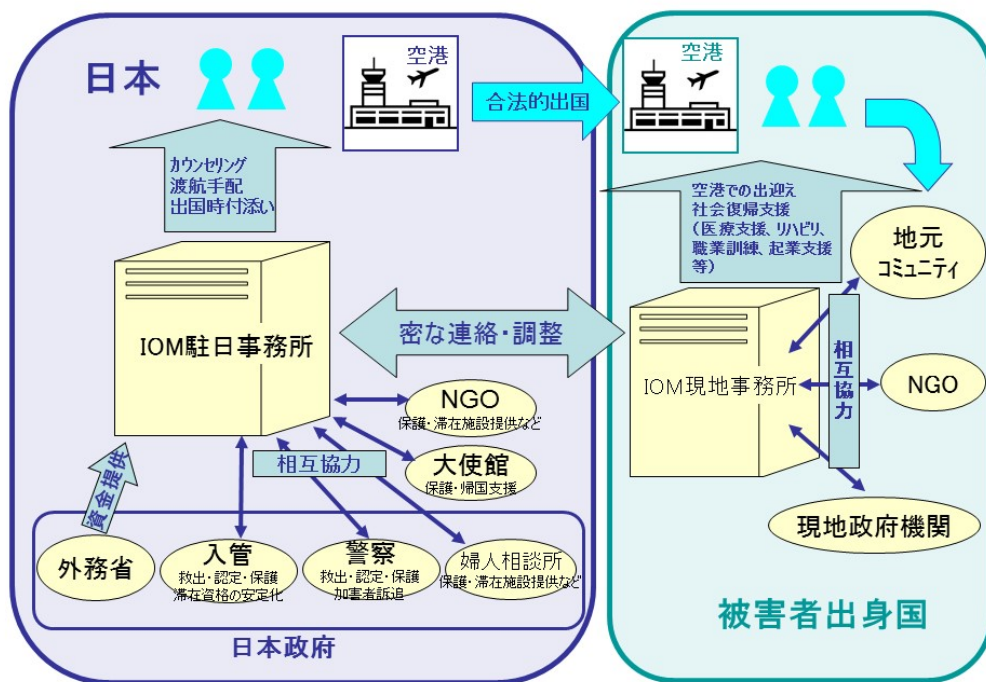
【2（1）①再掲】

- 出入国在留管理庁では、IOM 駐日事務所や在京大使館等と緊密に連携しながら、被害者の保護及び帰国支援に取り組んでおり、各種会議、研修及び日常業務を通じて、継続的な情報交換・意思疎通を図っている。
- 外務省では、被害者の帰国支援事業の実績について、IOM から定期的に報告を受けている。この事業に関し、IOM 駐日事務所は、支援の効果を測定し、課題を明らかにすることを目的として、支援を受けて帰国したフィリピン人被害者の心理社会的、社会的及び経済的な観点から平成 29 年から 30 年にかけて追跡調査を実施し、その結果を 31 年 3 月に公表した。本報告書の調査では、帰国支援については 9 割以上の回答者が有益であったと回答し、また社会復帰支援については約 5 割の回答者が期待に応えるものであったと回答した。

【図 29】「人身取引被害を受けたフィリピン人被害者の出身国における社会復帰状況に関する追跡調査」（日英）（IOM）



【図 30】 自主的帰国・社会復帰支援の流れ（IOM）



【図 31】 我が国の抛出事業による帰国後の社会復帰支援の例（被害者が帰国後に IOM の支援を受けて開いた店（IOM））



【図 32】 同（IOM マニラ職員による被害者へのモニタリング・インタビューの様子（IOM））



7 人身取引対策推進のための基盤整備

(1) 国際的取組への参画

① 人身取引議定書の締結

- 我が国は、平成 17 年 6 月、人身取引議定書の締結につき国会の事前承認を得た。29 年 6 月 15 日、第 193 回国会において、同議定書の親条約である国際組織犯罪防止条約の締結に必要な担保法である「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年 7 月 11 日、同法が施行されたことに伴い、同日、同条約及び同議定書等を締結し、これらの締約国となった。【1 (1) 再掲】

【図 33】 人身取引議定書等の受託書の寄託（外務省）



② 関係諸国との連携強化

(i) G7との連携

- 毎年、我が国では、G7ローマ・リヨン・グループ移民専門家会合 (MESG) に出席し、人身取引を防止するための保護制度の改善、偽造渡航文書の供給源の追跡等に関し、関係国と議論を行っている。

平成 28 年 3 月には東京都、同年 11 月には広島県、29 年 4 月及び 10 月にはイタリア・ローマ、30 年 3 月にはカナダ・オタワ、31 年 3 月にはイタリア・ローマにおいて、それぞれ開催された同会合に出席した。

(ii) 東南アジア諸国を始めとする送出国に対する支援等

- 独立行政法人国際協力機構 (JICA) では、平成 24 年以降毎年、独立行政法人国立女性教育会館等と連携しつつ、ASEAN 諸国の人身取引対策に従事する関係者を我が国に招へいして研修を実施してきた。27 年からは、人身取引対策 (特に予防、被害者保護・自立支援) に関する取組の相互理解促進や、より効果的な地域連携の促進を目的として、課題別研修「アセアン諸国にお

ける人身取引対策協力促進」を実施しており、令和元年は、6か国（タイ、ミャンマー、ベトナム、ラオス、フィリピン及びカンボジア）の人身取引対策担当者が参加した。

【図 34】 アセアン諸国研修（JICA・国立女性教育会館）



- JICA では、タイにおいて、平成 27 年 4 月から 31 年 4 月まで、「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」を実施した。
同プロジェクトは、21 年 3 月から 26 年 3 月までの間、タイのみを対象として実施した「人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト」の成果・課題を踏まえ、対象地域をメコン地域諸国（ミャンマー及びラオス）に広げ、タイ及びタイ国内で被害に遭った周辺国の被害者の帰国や社会復帰の支援に取り組む関係諸機関の能力の向上、連携の強化等を図った。
- JICA では、タイ・バンコクにおいて、メコン地域各国政府の人身取引対策の担当者等を招へいし、「メコン地域ワークショップ」の開催支援を行った。同ワークショップは、「人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト」（22 年から 26 年まで毎年 1 回）及び「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」（28 年から 31 年まで毎年 1 回）の一環として計 9 回開催された。9 回にわたる同ワークショップの開催を通して、メコン地域のネットワーク強化や国境をまたぐ人身取引対策に係る知見・教訓の共有促進等に貢献した。
31 年 1 月に開催された第 9 回のワークショップでは、6 か国（日本、タイ、ベトナム、ミャンマー、カンボジア及びラオス）が参加し、各国の取組に関する紹介や、被害者保護、帰還・社会復帰の円滑化に係る意見交換等が行われた。

- JICA では、「人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト」(21年から26年まで毎年1回)及び「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」(27年から30年まで毎年1回)の一環として、タイの人身取引対策の担当者等を我が国に招へいし、国別研修を実施した。
- JICA では、ベトナムにおいて、30年11月から令和2年11月までの間、「被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト」を実施している。同プロジェクトは、平成24年から28年まで実施した「人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト」により同国のホットライン(電話相談窓口)の運営体制が整備されたことを踏まえて、人身取引の予防、関係機関との連携等の更なる強化を図る取組である。

【図 35】 人身取引対策ホットライン・ハノイオペレーションセンターの様子 (JICA)



- JICA では、ミャンマーにおいて、30年7月から令和2年7月までの間、「人身取引被害者支援能力・協力促進プロジェクト」を実施している。同プロジェクトは、平成24年から28年まで実施した「人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト」の成果・課題を踏まえ、同国内の人身取引被害者の保護及び帰還・社会復帰支援に従事する関係機関の能力及び連携の更なる強化を図る取組である。
- 外務省では、東南アジアにおける人身取引対策を含む法執行当局に対する刑事司法面の対処能力向上プロジェクトの実施のため、27年度から毎年度、国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) が管理する犯罪防止刑事司法基金に拠出しており、令和元年度は23万ドル拠出した。法務省からの出向者(検事)が、

同プロジェクトを主導している。

- また、国連女性機関（UN Woman）に対して、平成 29 年度及び 30 年度に合計 300 万ドル（補正予算）を拠出し、これを通じて、ミャンマー、カンボジア、ラオス、ベトナム及びタイにおける人身取引を含む犯罪防止の強化に資する取組に貢献した。

(iii) 技能実習生の送出国への働き掛け

- 法律事項ではないが、不適正な送出機関を排除すること、技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ることを目的として、技能実習生の送出国のうち 14 か国（ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ及びインドネシア）との間で、二国間取決め（MOC、協力覚書）を作成した（令和 2 年 3 月 31 日現在）。 【3（3）①再掲】

- 外務省では、関係省庁の出席を得て、領事当局間協議等の場を活用し、技能実習生の送出国に対し、失踪、人権侵害事案等について随時指摘し、改善を要請している。

(iv) バリ・プロセスを通じた情報共有

- 平成 14 年以降、バリ・プロセス（密入国・人身取引及び関連の国境を越える犯罪に関する地域閣僚会議のフォローアッププロセス）の関連会合に参加し、我が国の人身取引への取組について説明するとともに、今後の方向性について、メンバー国・地域及び国際機関と議論を行っている。

30 年 8 月、インドネシア・バリにおいて開催された第 7 回バリ・プロセス地域閣僚会議においては、67 の国家、地域及び関係国際機関からの参加者により、地域における人身取引等に関する現状、将来の取組等について議論が行われた。我が国の出席者からも、我が国の人身取引への取組やバリ・プロセスへの貢献について発言した。

- 外務省では、国際移住機関（IOM）が維持管理する同プロセスのウェブサイトに対し、17 年から毎年、1 万ドルを拠出し、関係国間の情報共有の向上に努めている。

(v) 国連アジア極東犯罪防止研修所における研修

- 国連アジア極東犯罪防止研修所では、平成 28 年 2 月に仏語圏アフリカの

刑事司法関係機関の職員を対象とする「捜査・訴追・公判の基礎」、「テロ犯罪対策」及び「組織犯罪対策」をテーマとした国際研修を、また、世界中の開発途上国の刑事司法関係機関の職員を対象として、同年5月から6月にかけて「被害者あるいは証人としての児童をめぐる諸問題」、29年5月から6月にかけて「犯罪組織撲滅のための刑事司法手続と運用」、令和元年5月から6月にかけて「人身取引及び移民の密輸への実務的対応」をそれぞれテーマとした国際研修を実施するなどした。

これらの研修を通じて、開発途上国における捜査協力に関する能力向上を図るとともに、各国の刑事司法実務家等の交流の強化を図り、人身取引対策について各国の取組を支援した。

(2) 国民等の理解と協力の確保

① 政府広報の更なる促進

- 内閣府が運営するポータルサイトである「政府広報オンライン」において、人身取引対策に関する情報を掲載し、「売春や労働などを強要される「人身取引」被害者に助けを求められたら最寄りの警察などへ」と呼び掛けている。
- 内閣官房では、内閣府の政府広報を活用し、ヤフーニュースのサイトにおけるバナー広告の掲載やSNS (Twitter) への投稿等を通じて、国民に対して、人身取引の実態について情報提供を行うとともに、被害の通報を呼び掛けた。
- 内閣府では、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)に基づき、女性に対するあらゆる暴力の根絶に関する分野の1つの項目として「人身取引対策の推進」を位置付けている。

毎年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間においては、ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体や関係機関に配布している。内閣官房では、28年以降の同期間において、SNS (Twitter) による情報発信を行っている。
- 内閣府では、16年度から毎年度、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、ホームページに掲載している。

令和元年度は、「人身取引(性的サービスや労働の強要等)は犯罪!!」と題したポスター及びリーフレットを約8万枚作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、一般社団法人日本旅行業協会、国際移住機関(IOM)、その他の関係機関等、約4,600か所に配布した。平成28年度からは、従来の配布先に加え、同ポスターの鉄道駅構内への掲示も行っている。

また、我が国で多く認知・検挙されている性的サービスを強要する事例や、身体的拘束に限らず心理的拘束による事例への対策を一層周知するため、「人身取引（性的サービスや労働の強要等）」の用語での広報を推進することとしている。

【3（5）①再掲】

- 警察庁では、平成17年から毎年、潜在的な人身取引被害者の発見を目的として、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、関係省庁、在京大使館、NGO等に配布し、被害者の目に触れやすい場所に備え付けるとともに、ウェブサイトに掲載している。

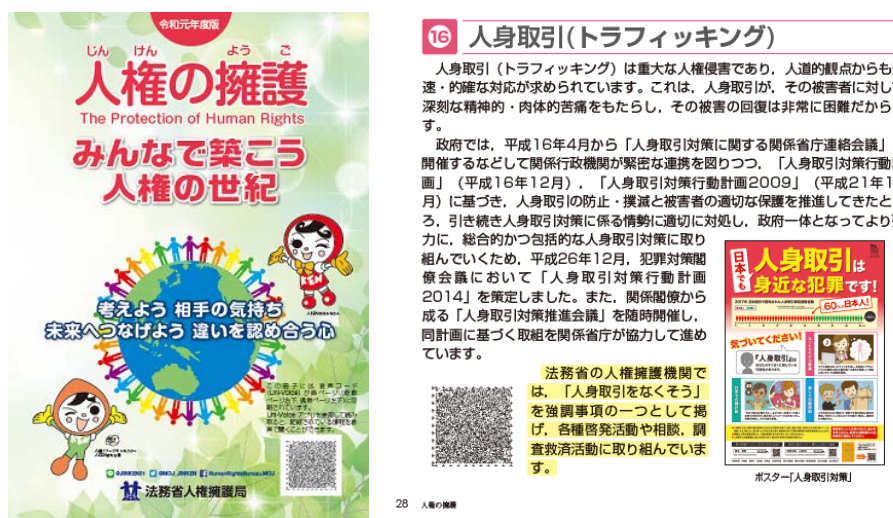
令和元年は、「私を助けてください！このリーフレットを受け取った方へ」と題し、9か国語（日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ロシア語、タイ語、タガログ語及びインドネシア語）に対応したリーフレットを30万部作成・配布した。

リーフレットを持っていない人にもその内容を電子データで容易に共有できるよう、警察庁ウェブサイトの人身取引対策のページにアクセスできるQRコードを掲載した。また、成田国際空港や東京国際空港にリーフレットを配布し、活用を依頼している。

【4（2）再掲】

- 法務省の人権擁護機関では、人権啓発活動の強調事項の1つに「人身取引をなくそう」を掲げ、人身取引が重大な犯罪であること、相談への対応等について、法務省ホームページにおける広報を行っているほか、「人権の擁護」と題した冊子の作成・配布等を行っている。

【図36】人権の擁護（法務省）（抜粋）



28 人権の擁護

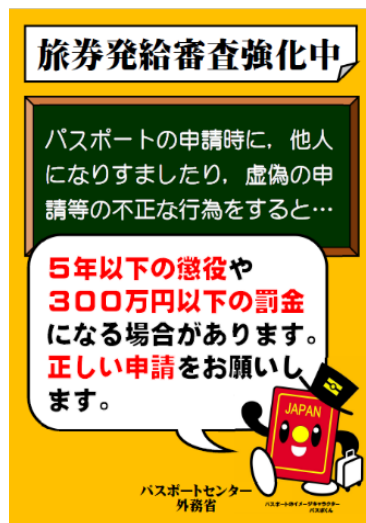
- 出入国在留管理庁では、ホームページに、人身取引に関する情報提供・相談窓口、被害者保護の考え方、被害者保護の流れ等を8か国語（日本語、英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語及びタガログ語）で掲載するとともに、地方出入国在留管理局の審査窓口や空港の入国審査場において、警察庁作成に係るリーフレットを置くなどして、被害者の手に届く取組を実施している。 【4（2）再掲】

- 独立行政法人国立女性教育会館では、17年度から22年度までの間に行った人身取引に関する調査・研究成果を踏まえ、人身取引に関する理解を深めることの重要性を内容とする貸出用展示パネル及び「人身取引」と「女性に対する暴力」をなくすために」と題したリーフレットを作成し、ホームページに掲載している。

- 外務省では、31年・令和元年中に2回（2月20日から3月5日までの2週間及び7月から10月までの間に各都道府県が定める2週間）、「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」として、各都道府県の旅券事務所において、国際テロや人身取引・不法移民等の国際組織犯罪の発生の助長につながり得る旅券の不正取得を防止するため、ホームページにおける広報、「なりすましは犯罪です」と題したポスターの掲示等を行った。

【図 37】リーフレット（国立女性教育会館）（抜粋）

【図 38】旅券不正取得防止ポスター（外務省）



- 外務省では、警察庁作成に係るリーフレット（４（２）参照）及び内閣府作成に係るポスター及びリーフレット（３（５）①参照）を在外公館等に配布している。 【４（５）再掲】

- JICA では、２年２月、小学館および少女漫画家と協力し、JICA がタイで取り組んできた人身取引対策の協力を題材に、タイの人身取引の現状や被害者に寄り添った支援を取り上げた広報漫画を作成した。同漫画は、小学館の女性コミック誌に掲載され、また、JICA のホームページでも公開されている。

【図 39】 タイの人身取引の現状等を取り上げた広報漫画

（出典：独立行政法人国際協力機構（JICA）（JICA・小学館協働企画））



② 学校教育等における取組

- 文部科学省では、従来から、憲法及び教育基本法 の精神にのっとり、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識を高める教育の推進に努めるとともに、学習指導要領等に基づき、自他の生命を尊重する心の育成等を重視した教育を推進している。

③ 中小企業団体等への働きかけ

- 経済産業省では、毎年実施している「外国人研修指導協議会」において、関係省庁の協力を得て関係団体に対し、労働関係法令の遵守等について周知を行っている。令和元年は、６月に実施した。
- 農林水産省では、農業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施と技能実習

生の人権保護を図るため、事業協議会を2年1月に開催し、失踪問題への対応や、不正行為等の情報共有及びその防止に向けた対応の周知等を関係団体に対し行った。

- 農林水産省では、特定技能制度の適切な運営を図るため、平成31年3月に農業特定技能協議会及び運営委員会を設置した。令和元年度末時点で、協議会を1回、運営委員会を4回開催し、農林水産省を始めとした関係省庁、農業関係団体等の構成員とともに、本制度の状況や課題の共有、その解決に向けた意見交換等を行っている。
- 法務省及び厚生労働省では、毎年度、使用者団体等と協力し、技能実習生が多く在留する都道府県において、技能実習生を受け入れている監理団体に対し、制度を適正かつ円滑に推進するための留意点等に関する説明を行っている。

④ 海外渡航者への啓発

- 観光庁では、旅行会社が不健全旅行に関与しないよう、各社に対する啓発を推進している。具体的には、旅行業法第13条第3項第1号においては、旅行者等が旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反する行為を行うことをあつせんすること等が禁止されているところ、旅行業法の遵守状況に関する自己点検の項目の一つに、「不健全旅行や模倣品購入等に関与していないか」を掲げ、毎年、旅行者による自己点検を行わせるとともに、旅行業法に基づき当該点検項目を含めた立入検査を実施している。
- 外務省では、海外渡航者向けに配布している「海外安全虎の巻」と題した冊子の中の「ケーススタディ集～トラブル事例と対策～」において、日本人が「犯罪者」となるケースとして売買春を挙げ、多くの国で買春行為は禁止されており、重罪となる場合があることや、児童買春、児童ポルノの所持等は、我が国の法律により国外犯としても処罰の対象となる旨を明記し、不適切な行動は慎むよう呼び掛けている。 【3(5)①再掲】

(3) 人身取引対策の推進体制の強化

① 関係行政機関職員等の知識・意識の向上

(i) 警察庁

- 新たに採用された警察官や昇任した警察官に対し、警察学校において、人身取引事犯対策についての研修を実施している。

- 警察職員の専門的技能等の向上に資するため、警察庁指定広域技能指導官による研修を実施している。
- 毎年、風俗関係事犯等の取締りを担当する全国の幹部職員を対象にした専科教養において、人身取引事犯対策に関する研修を実施している。令和元年は、9月に実施した。

(ii) 法務省

- 出入国在留管理庁では、在職年数等に応じた研修において、人権の講義を通じて人身取引対策に関する知識・意識向上を図っている。また、関係省庁、国際移住機関（IOM）、NGO等外部講師の協力を得て、人身取引事案に直接対応する中堅職員等を対象とした人身取引対策や人権に特化した研修を開催し、研修受講職員が現場職員にフィードバック研修を行う取組を実施している。

人身取引対策に特化した研修においては、被害者の認知のポイントを整理する事例研究を行うとともに、認知の実務に重点を置いた講義を実施している。
- 検察庁では、検察官に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修等の機会を通じ、人身取引に関する講義等を実施している。また、全国の検察官が集まる各種会議において、人身取引事犯に対して積極的に対応すべきことを周知し、特に、組織犯罪を担当する検察官の会議においては、全国の検察庁における人身取引事犯の具体的事例・経験を共有するなどしている。

(iii) 外務省

- 毎年度、領事初任者研修において、水際対策としての査証の役割、元被害者を面接する際の配慮等を内容とする人身取引防止対策に関する講義を実施しており、令和元年度は81人が受講した。在外公館警備対策官研修においても、84人に対し、同様の講義を実施した。

こうした研修受講対象者を含む在外公館に赴任中及び赴任前の領事職員に対し、旅券の知識のみならず、赴任国における関係機関との連携等について研修を実施している。
- 外務本省において、旅券事務に携わる都道府県旅券事務所職員等に対し、人身取引関係者、テロリスト等による旅券の不正取得等を防止するとの観点

も加え、旅券発給審査等についての研修を実施している。

(iv) 厚生労働省

- 毎年、任官後5年目程度の労働基準監督官を対象に実施している研修において、人身取引対策の推進における労働基準監督機関の役割等について研修を行っている。
- 毎年度、「全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会」において、人身取引被害者への対応に関するIOMによる講義を研修として実施している。令和元年度は、71人が受講した。
- 2年2月に開催した会議において、技能実習生に関する人身取引事案を見逃さないようにするため、全国の労働基準監督機関に対して、労働基準法に定められた強制労働に該当する場合に限らず、技能実習生に関する賃金不払や長時間労働などの法違反が認められた事案については、人身取引に該当する可能性がないか調査を徹底するよう指示した。

(v) 海上保安庁

- 取締りの過程において事案を認知できるよう、毎年、実務者研修において、人身取引の実態、被害者の保護の重要性等についての講義を実施している。

(vi) 裁判所

- 司法研修所における裁判官研修の一部において、人身取引を含む人権問題等に関する各種国際法規に係る種々の問題について、国際人権を専門とする大学教授等による講演を実施している。

② 関係行政機関の連携強化・情報交換の推進

- 警察、出入国在留管理庁、海上保安庁等の関係機関では、「人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置）について」（4（1）参照）及び「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）について」（6（1）参照）を都道府県警察、地方出入国在留管理局・支局、各管区海上保安本部等に示し、被害者の認知・保護に関し、関係機関と連携の上、適切な対応をするよう周知している。
- 都道府県警察では、人身取引事犯を認知した際に、被害者の保護を適切に行

うこと等を目的として、関係機関地方連絡会議を随時開催し、地方機関の連携強化を図っている。

- 警察庁では、平成 24 年 9 月、「警察における人身取引事犯の取扱いの流れ」と題した資料を作成し、厚生労働省を通じて都道府県婦人相談所に送付し、相互の連携強化を図っている。
都道府県婦人相談所では、同資料を参考として、被害者の保護に取り組んでいる。
- 法務省の人権擁護機関では、人権相談を通じて、人身取引の疑いがある事案に接した場合には、人権侵犯事件として調査を開始し、関係機関との連携を図るなどして、適切な対応に努めることとしている。
- 出入国在留管理庁では、毎年、「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」を開催し、人身取引事犯等の現状及び対策について、警察庁、検察庁、外務省、海上保安庁、厚生労働省等の関係機関と協議を行っている。
- 外務省では、国内の空海港における日本人の出帰国確認のため、出入国在留管理庁に対し、旅券発給情報を提供している。

③ NGO、IOM 等との連携

- 内閣官房、警察、出入国在留管理庁、海上保安庁等の関係機関では、人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議（5（2）①参照）等の場や日常業務を通じ、NGO、国際移住機関（IOM）等との意見交換・情報交換、各種研修等を行い、連携強化に努めているほか、警察庁では、リーフレット（4（2）参照）を NGO、IOM 等にも配布し、協力を呼びかけている。
- 政府では、NGO との間において、具体的な人身取引事案に関する事例検討、意見交換等を行っている。令和元年中の意見交換においては、NGO から、外国人技能実習制度の運用、現場で対応する職員の知識・意識の向上等に関する意見が示され、関係省庁の取組状況を共有した（関係省庁の取組状況については、3（3）①②及び7（3）①参照）。
- 都道府県警察の担当者の理解をより深めるため、各管区警察局において実施している研修の中で、NGO の職員による被害の実態や支援の状況等についての講義を実施した。

- 出入国在留管理庁では、一部の航空会社との間で、航空機内で人身取引事案の被害者の可能性がある外国人等が発見された場合、航空会社からの情報提供を受け、上陸手続において保護等の適切な対応をとるといった官民協力による人身取引防止のための取組を行っている。

また、IOM 駐日事務所や在京大使館等と緊密に連携しながら、被害者の保護及び帰国支援に取り組んでおり、各種会議、研修及び日常業務を通じて、継続的な情報交換・意思疎通を図っている。 【6（3）④再掲】

- 外務省では、被害者の帰国支援事業の実績について、IOM から定期的に報告を受けている。この事業に関し、IOM 駐日事務所は、支援の効果を測定し、課題を明らかにすることを目的として、支援を受けて帰国したフィリピン人被害者の心理社会的、社会的及び経済的な観点から平成 29 年から 30 年にかけて追跡調査を実施し、その結果を 31 年 3 月に公表した。本報告書の調査では、帰国支援については 9 割以上の回答者が有益であったと回答し、また社会復帰支援については約 5 割の回答者が期待に応えるものであったと回答した。

【6（3）④再掲】

8 今後の取組について

令和元年中の人身取引対策は、我が国が人身取引議定書の締約国となるなど大きな進捗のあった平成 29 年以来、着実な進展が見られた。具体的には、人身取引事犯に係る被疑者の検挙・処罰が引き続き行われるとともに、各種相談窓口等に関する情報提供や相談に係る多言語への対応が進み、潜在的な被害者がより相談しやすい環境の整備が進んでいる。また、29 年 11 月に施行された技能実習法に基づく各種の取組についても、関係省庁及び新設された外国人技能実習機構との相互通報制度が整備されるなど、着実な進展が図られている。30 年の改正入管法によって導入された、外国人が「特定技能」の在留資格をもって本邦に在留する制度においても、受入れ機関や登録支援機関が適合すべき所要の基準等が設けられており、出入国在留管理庁による在留諸申請に係る審査において、これらの基準等に係る適合性を厳正に審査し、外国人に対する人権侵害行為を含む不正不当な行為がなされないよう未然に防止することとされている。

こうした中、令和元年中に認知された人身取引被害者は、平成 30 年と比較して大きく増加した。取組強化の結果、潜在的な被害者がいる程度顕在化したとみることができるだろう。国籍別では、近年と同様、日本人被害者が半数以上を占めた。これは、警察等において取り扱った日本人が被害者となる事案について、人身取引やその被害者が潜在していないかという観点から掘り下げて捜査を進めた結果であると考えられる。人身取引被害者の認知のためには、第一線において事案を取り扱う職員一人一人が人身取引の潜在する可能性を念頭に置きつつ、関係省庁申合せ（4（1）参照）等に定められた措置を執ることが重要であることから、各関係行政機関において職員の知識・意識の更なる向上に努めることが必要である。

他方、外国人を被害者とする人身取引事犯は、17 年頃と比べて大幅に減少している。これは、政府、関係機関、NGO 等が連携して取り組んできた対策の成果であるといえるが、外国人の被害、人権侵害が全て解決したわけではないことは論をまたない。訪日外国人旅行者の増加や新たな在留資格の創設等により、我が国を訪れる外国人の数は今後も増加していくことが見込まれる。こうした訪日外国人が人身取引の被害者になることが決してないよう、人身取引の潜在性にも十分配慮しつつ、引き続き確実に取組を進めていかなければならない。

今後とも、被害者の立場に立ち、各種政府行動計画等に基づく取組を着実に推進することにより、人身取引の根絶を目指していく。

【図 40】人身取引関係省庁一覧

内閣官房	副長官補付
内閣府	男女共同参画局推進課
警察庁	生活安全局保安課
法務省	刑事局公安課 人権擁護局調査救済課 人権擁護局人権啓発課
出入国在留管理庁	出入国管理部審判課 在留管理支援部在留管理課
外務省	総合外交政策局国際安全・治安対策協力室 領事局外国人課
文部科学省	総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課
厚生労働省	労働基準局監督課 子ども家庭局家庭福祉課 人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室
農林水産省	経営局就農・女性課
経済産業省	経済産業政策局産業人材政策室
国土交通省	総合政策局政策課
海上保安庁	警備救難部国際刑事課